

始



南支那及南洋調查第百八十輯

支那農民の經濟狀態

臺灣總督官房調查課



凡例

- 一 本書は東方雜誌第二十五卷第十九號及第二十六卷第九號に記載された支那農民の經濟に関する記事を翻譯編纂せるものである。
- 一 本書は支那農民特に小作農の經濟状況を知るには誠に好個の資料であると信す。
- 一 本書は執務並に閲覽の便宜を圖り印刷を以て筆寫に代へたに止まり敢て公刊せるものではない。

昭和五年二月

臺灣總督官房調查課

發行所寄贈本

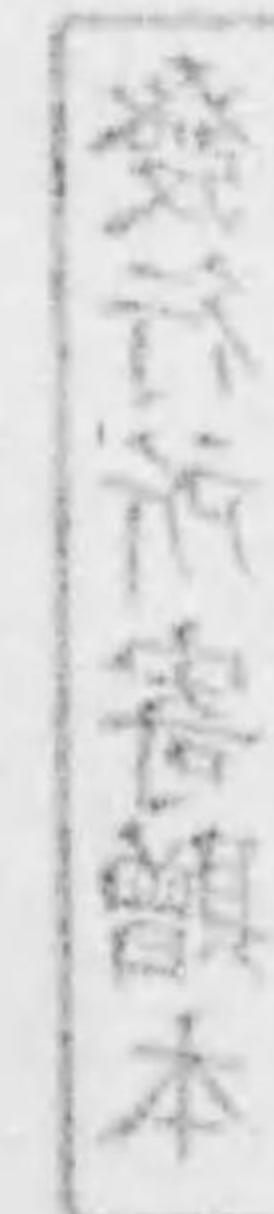


14.25-478

支那農民の經濟狀態

目次

第一篇 支那農民の經濟狀態



第二項 販賣の損失

第五節 外國產農產物との競争

結論

附錄 本文參考書 目次

第二篇 支那農民負擔の賦稅

緒論

第一節 外債	四
第二節 公債	四
第三節 強迫借款	五
第四節 補助貨幣	五
第五節 紙幣	六
第六節 田賦	六
第七節 契稅(不動產登記稅)	七
第八節 阿片田稅	七

第九節 鹽稅	老
第十節 石油稅	夫
第十一節 農產品稅	夫
第十二節 通過稅	夫
第十三節 營業稅	合
第十四節 強請と強制勞働	五

支那農民の經濟狀態

第一篇 支那農民の經濟狀態

緒論

支那農民の經濟的困難は、今や其極點に達して居るといつてもよい程である。最近農民運動が屢々勃發したが、其原因は固より種々あるだらうが、而かも最大の原因是要するに經濟的壓迫を受けたことから起つたのである。本文で討論せんと欲する所は、支那農業の經濟制度が農民の生計に幾何に影響して居るかといふことを便宜上小作制度、收入の低微、高利の貸借、買賣の不公平と外國農產品の競争との五項に分つて記する。

第一節 小作制度

第一項 小作人の數

支那の小作人數は未だ精確な統計が無い關係上、各種の公私團體及私人の調査數には、頗る

差異がある。民國三年及同五年の農商統計表は最も多く省區を包括して居るが、而かも其如何

なる程度迄で信を置くべきかは知ることが出來ぬ。該統計表に記載された處に據れば、支那農家の總數は合計五千九百四十餘萬戸である。若し一戸の戸數を五人として計算すれば、即ち農家の總數は二億九千七百萬人となるから、總人口四億萬人に對して百分の七十四に相當する。

但し表内に記載された農家の戸數は精確な統計では無く、又一戸の平均を五人として計算したことも亦支那の大家族制度から見れば、甚だしい概算に過ぎぬ。且下支那の人口總數は己に四億萬人以上に達して居るかも知れぬから、上記の如く百分の七十四として計算したことは、或は過多の嫌がある。經濟討論處では曾つて德縣、濰縣及唐山に就いて調査したが、三處の人口總數に對する農民數の百分比は七十五乃至八十である。假りに若し上記の農民數の比率が不變であるとすれば、全國の農民總數は三億六千三百萬人内外に達する。此多數の農民中、南方各省に在つて小作農であるものと小作兼自作であるものとは、約全體の百分の六十乃至九十を占め、北方に在つて小作するもの、比率は較や低い。但し全國人口の大部分は南方に分布して居る關係に在る。研究の時は、即ち特に南方各省の農民狀況を注意すべきである。

自作農と小作農との全體農家に對する比率は、極めて重要な注意點である。若し自作農の數が小作農に比して多い時は、農民の生活は比較的に安定して居り、經濟狀況も比較的餘裕が

あるといふことが出来る。之れに反して小作農が自作農より多い時は、農民の經濟狀況は甚だ困難なるものであつて、生活は甚だ不安定なものとなるのである。茲に各公私團體と私人との調査し或は計算して得た結果を根據とし、支那農民の自作農と小作農との多少を窺察することにする。

農商統計表に記載された農家の戸數を根據とし、各省區の小作農の百分比を表記すれば、左の通りである。

省 區	民國六年	民國七年	民國八年	民國九年	民國十年
京直奉吉黑山河山江安	四七五	四五六	四六〇	四四五	四四四
龍	二七一	二六九	二七六	二七五	二七五
蘇徽	五九三	五八三	五九〇	五九三	五九三
南東江林天隸兆	五三三	五二六	五二二	五二一	五二一
河山江安	四四二	四三六	四二一	四一五	四一五
黑吉奉直京	四四九	四三六	四二八	四一八	四一八
山河山江安	五九一	五八四	五七二	五六二	五六二
北奉直京	五三八	五三六	五三一	五二六	五二六

又經濟半月刊に記載された所に據れば、各機關及私人の調査した數個の特別區域内の小作農の百分比は、左表の通りである。

五、廣東大學調查の七縣	六、嶺南大學調查の諸縣	七、全 省	江蘇
一、金陵道	二、蘇常道	三、淮海道	四、南通
五、崑山	六、儀徵、江陰、吳江	七、鎮江	八、
九、	十、宿遷	十一、	十二、
十二、	十三、鄧縣	十四、	十五、
十五、	十六、宿縣	十七、	十八、
十七、	十八、鹽山	十九、	二十、
十九、	二十、畢克齊	二十一、	二十二、
二十、	二十三、察素齊	二十四、	二十五、
二十三、	二十四、三十處地方	二十五、	二十六、
二十四、	二十五、邯鄲、遵化、唐山	二十六、	二十七、
二十五、	二十七、鹽山	二十八、	二十九、
二十六、	二十九、畢克齊	三十、	三十一、
二十七、	三十、察素齊	三十二、	三十三、
二十八、	三十一、三十處地方の數	三十四、	三十五、
二十九、	三十二、民國六年十七處地方の數	三十六、	三十七、
三十、	三十三、民國十年乃至十三年三十七處地方の數	三十八、	三十九、
三十一、	三十四、本表列記の各地總計	四十、	四十一、

註一 此は廣東全省の平均數であるが、該省の最高率は或は百分の百に達するかも知れぬ。

前記二表中、第一表の調査區域は比較的廣く、其百分率の確實程度も比較的精確である。第二表の調査範圍は少數の村落に限られて居るから、全國を代表するには足らぬ。然し其中の數處の特殊な情態は、此表に依つて知ることが出来る。若し廣東に於ける小作農の最高率が百分の九十六以上であるとし、山東霧化の小作農の平均率が百分の一にも及ばぬとしたならば、上記の二表を根據として左の數個の結論を得ることが出来る。

一、支那の南方諸省、特に湖南、浙江、廣東、福建四省の小作農の數は、自作農の數より甚だ多く、之れを換言すれば、即ち半數以上の農民は他人の田地を租借耕作して其生活を維持するものであるから、彼等農民の經濟狀況も自然想像することが出来るであらう。湖南の小作農は竟に百分の八十に達し、而かも其百分の二十の自作農全部が必ずしも大地主であるといふことは出來ぬのである。故に此れに依つても土地が私人に集中されて居る情態を知ることが出来る。前年湖南に起つた農民運動は特に其著しいものであるが、小作農が著しく多數であるといふことが、一個の重大原因である。

二、支那の北方諸省は小作農の數が比較的少い、此れは大體北方の人口密度が比較的低く、土地の分配が稍や平均されて居るからである。奉天、吉林二省の小作農數は百分の五十を超過

して居るが、但し其原因は恐らく移民が皇族或は私人の緣故から荒地を租借開墾した關係であらう。右の次第であるから、北方の農業經濟問題は土地の分配問題では無く、即ち土地の改良問題に在るといふことが想像出来る。

三、農商統計表を根據とした標準は、全國の小作農の全體の農民に對する比率を百分の四十乃至五十と假定すれば、大體大差は無いであらう。

自作兼小作農は、其社會上及經濟上の地位は、純粹の小作農に比較すれば安全であるが、然し其小作の部分のみに就いて論すれば、亦純粹の小作農と同様の待遇を受けるものであつて、且つ彼等の經濟的地位は貧窮線上に在るもので、何時貧窮線狀態に陥るやも知れぬ危険がある。故に農民が小作制度から受ける影響を討論するに當り、自作兼小作農も其内に包括した次第である。斯くの如くであるから、全國の小作農の數は決して百分の五十といふ比率に止まらぬであらう。即ち百分の五十として計算するも、全國の農民總數を三億六千三百萬人と假定すれば、小作制度の影響を受ける農民數は、己に一億八千五百萬人の多數に上る次第である。之れを換言すれば、即ち支那人口五分の二以上のものは、小作制度の束縛を受けて居るのである。

第二項 小作農の待遇

小作制度の直接農民の生計に影響を及すものは、其貸出の弊害及小作料の苛刻の二種である。

其一 貸出の弊害

小作の關係は、普通契約に依つて確定するものであるが、時には亦口約制を採用することがある。此種の小作契約は、名義上小作人と地主とは對等の地位に立ち、兩者の權利及義務を規定して居るが、時に地主は其經濟上優越な地位に在ることに依つて、契約を利用して小作人を壓迫する事がある。例へば江蘇灌雲等の地方では請負契約中に、小作人は永遠に地主の指揮に服従し、並に暇の時には地主の爲めに服役すべしと規定して居る。故に小作人の地位は、殆んど歐洲の中世紀時代の農奴と一樣であり、而して此種の地主は恰も大地主であるか顯宦、富商であるかの如くである。小作人の地位は非常に低いから、一切の苛刻な條件も只好々として承諾服従し、耕作を請負した土地に對しては、又永遠に勤勞する義務がある。若し小作人が以上之事項に違背したならば、地主は隨時彼小作人を驅逐することが出来る。此様な情態にあるから、小作人と地主との間の階級的隔りは甚だ明かである。

口約制は特に湖北、廣東の諸省に盛に行れて居る。其制度は、即ち小作人と地主とは口頭を以て租借事項を説明するもので、一定の年限無く、租借事項も亦一定せず、地主は任意に租借を取消す権利を有して居る。此種の制度は小作人の地主に對する感情を薄弱ならしむるのみで無く、且つ小作人は何時失業するかも知れぬ危険がある。地主は隨時小作料を引上げることが出来るから、從つて小作人は土地の生産に對する利潤が非常に少く、或は零に等しくなることもあり、小作人の生活は全然保障されて居ないのである。

廣東地方では普遍一種の小作請負制度が行われて居るが、其弊害は更に甚だしいものである。事實上此種の制度は、一種の又貸法であつて、請負人は小作人自身で無く、即ち鄉紳が中間に在つて請負ひ、之れを又貸するものである。此種の田地は多くは鄉田、學田であつて、教育機關或は其他の團體の所有に屬し、田地の面積は甚だ廣く、從つて其小作料の如きも千或は萬を逾えることがあるから、機關及團體が自身で貸出することは不便である關係上、小數の豪家に耕作を請負しむるのである。東莞縣の明倫堂の如きは、其所有田地は數十萬畝に達し、中山縣第八區の信義廟の如きは、毎年小作料の上り高が數百萬に達して居る。此の如き廣い田地は小作人は全部耕作することが出來ず、中等の農家でも亦耕作も請負ふだけの信用が無く、而して該堂廟でも自身が零細に貸出すことを欲せぬから、豪農、富商は機に乗じて利益を收むべく小作を請負ひ、再び農民に又貸するのである。小作を請負ふた人々は、多く個人的資本家であるか、或は株式會社を組織して居るものである。東莞明倫堂の小作請負人の如きは巨萬の資本を擁し、農民に高利に貸付て居る。中山縣の興業公司は資本金十六萬元を擁し、専ら小作請負を目的と爲し、其營業額は遙かに資本額を起過し、一ヶ處の請負小作料が時に百餘萬元に達する

ことがあると云ふ。小作を請負ふた人が農民に對して苛刻なことは、地主より更に甚だしく即ち其實際得る所の小作料は、地主に對して小作請負人が納める額より遙に多く、其差額が即ち小作請負人の利益である。此種の制度は農民に二種の壓迫を加へるものであつて、中間の請負人は非常な利益を收め、其農民の利益を残り無く追求することは、地主より甚だしい次第である。

租借期限は長短があつて一定せぬ、短きものは一ヶ年、長きものは終身なるものもあり、且つ子孫に傳へることの出来るものもある。期限が極めて短い時は、農民の經濟狀況は頗る不安なもので、失業の危險がある。期限が長く契約條件が寛大であれば、小作人は比較的安定することが出来る。若し條件が極めて苛刻であり、制限が極めて厳格であれば、小作人は終身農奴で終らねばならぬ。湖南省の或る一部地方の習慣に依れば、小作人が自身耕作することを欲せぬ時でも、第三者に又貸して耕作を引受けしむることは出來ず、一生其束縛を受けること、なり、事實上永久に小作制度内に支配されることになつて居る。條件が寛大であれば、表面上小作人の生活經濟は比較的安定し、而して農民は自己の階級を超越することは出來ぬが、地主と同様な優越な地位に達することが出來、且つ彼等は自身が終身小作人であり得るのみで無く、彼等の子孫も小作人の身分を繼續することが出来るのである。前東南大學の調査に據れば、江

蘇金陵道小作人中、終身小作なるものは百分の五十五を占め、蘇常道では百分の九十一に及び、滬海道では百分の九十を占めて居る。此三道は江蘇省の南部全體を占めて居るから、大多數の農民は終身小作人の地位を脱することが出来ぬことを知り得る。此種の地位は小作人の願ふ處であるか否か、又社會上好い現象であるか否かは、茲では言及せぬことにする。

其二、小作料の苛刻

支那の小作人が小作料を納める方法は、各地に依つて異なるが、大體に就いて言へば、產物を納めるのと貨幣を納めるのとの二種がある。產物を納めるのは、北方及中部諸省の水田に於いて普通に行はれて居る。浙江の浙東は多く小作料として穀を納め、其數量は擔を單位として居り、浙西は多く小作米を納め、其數量は石を單位として居る。山西方面は、納める小作米の額を多くは豫め定め、不作の年でも小作料は減ることが出来ぬことになつて居る。又湖南も小作料は定められて居るが、不作の時は酌減されて居る。

小作料の高低は、亦地方の情態に依つて異つて居る。山西方面は、小作人の納める小作料は稍や軽く、所得の割合は普通六、七割であつて、三七分或は四六分と稱して居る。時には地主は耕地を供給する外、並に肥料及耕作用家畜をも支給し、而して小作人は僅に自身の勞働を提供するのみであつて、其小作料は大體五、五の割合か或は六、四の割合である。只五臺地方は、

地主が種糲、肥料、牛、農具等を供給するから、時には八割の小作料を取ることがある。此外北方の各省は、多くは双方均分である。南方の湖南、湖北、江西、安徽諸省の如きも、亦多くは均分なるが普通である。浙江の上等な田であれば、地主の所得が時に七割に達し、之れに次ぐは六割で、均分するのは只下等の耕地である。江蘇常熟の稻田の小作料は、最高が一畝に付き米一石一斗である。湖北の小作料として米を納めるものは、一畝に付き八斗から二石迄である。湖南の良田の小作料は、一畝に就き二石である。九江の小作料は一畝に就き、八十斤乃至百五十斤である。

貨幣を小作料として納めるものは、其金額が一定して居り、年々豊凶があつても地主とは關係が無いのである。此制度は特に廣東では普通に行れて居るが、他省では大概特種の農田に適用して居る。懷寧、廣濟、汗沿隴の田は落花生及早稻に適して居り、一畝の小作料は十五元乃至二十元である。浙東の土質の比較的良好な稻田は、一畝の小作料は十元乃至十二元である。

上述した小作料を納める情態を觀るに、小作料として產物を納め、或は貨幣を納めるとに論無く、小作人は少くも收入の百分の四十乃至五十は地主に納めねばならぬ。地主は勞せずして收入があるのであるから、從つて快樂的生活をして居る。五分五分の均分法は、表面は甚だ公平の様であるが、事實上は公平であると云ふことが出來ぬ。即ち支那の小作人の種植する畝數

は甚だ少いから、其收入も甚だ少く、其收入の一半を地主に納めることは、小作人としては實際負擔に堪へぬ所である。江蘇、浙江兩省の小作人、特に浙東一帶の小作人は、一家の耕作し得る田は只六、七畝であるから、此負擔は實際上困難なものである。例へば若し小作人一家が六畝を租借耕作するものとすれば、毎年の總收入は百二十元に過ぎず、其内から六十元或は糧十二擔(一畝の收穫を四擔として計算す)を小作料として納入すれば、自己の實收は只六十元或は糧十二擔となるべく、更らに此内から農場に要する資本及其他の費用を除いたならば、其殘額で一家五、六人の生活を維持することが出来るか否かは頗る疑問である。或は地方に至つては地主の所得が六割或は七割に達し、而して小作人の所得は只四割或は三割である苛刻な例もあるから、農民の生計は想像するだけでも悲惨なものである。此種の小作制度の下に在る小作人は、名義上は小作人であるが、實際上は地主の奴隸に外ならぬのである。

上述した二種の待遇は、農民が最も苦痛に感する所である。全國の地主中、個々に見れば必ずしも此の如く苛刻なものばかりでは無く、凶作の年には小作料を酌減するものもあるが、但しこれは特例であつて、地主の德惠で、法律上では拘束されて居らぬ。總括するに、身が小作人であれば、小作の繼承が如何に穩固であり、條件が如何に寛大であり、小作料が如何に輕微であつても、其生活狀況の進展する機會は非常に少いのである。故に小作人の希望して居る理想は、

小作人の地位を脱して地主の地位に進むことである。之れを換言すれば、即ち耕すものは其田を有すといふ意思である。現在彼等小作人は小作制度の束縛を受けて居るが、彼等自身が其束縛下に在ることを欲して居るといふことは誰れも云ふことが出来ぬ。彼等小作人は相當の機會があれば、隨時此束縛から脱する運動を行ふであらう。最近の農民運動は、小作人が自然的支配を受けて行動して居るものであつて、突發的偶然の現象で無いことは明瞭である。

經濟學者であるミル氏 (John Stuart Mill) は、極端に小作制度の弊害を咒咀して居る。此種の制度は、小作人自身の自尊心と獨立的精神を損傷するのみで無く、國家をして益々多數の無知と貧困な國民を生せしめることになるから、政府は宜しく相當の代價を支拂つて小作人を解放すべきであると云つて居る。若し一個の國家が小作制度の上に建設されたとしても、階級的統治に依つて農村は衰微するから、農民の反動的運動は必然的現象として起つて來るのである。丁抹、佛蘭西、愛蘭の諸國は己に此種制度の結果を経験したから、各國政府は多く法律的手段を用ひ、小作人の安定を保障して居る。支那の歴史上の所謂重農政策は、過半は御役人的文章であつて、農民の經濟上の保障は、法律上何等規定が無いのである。従つて地主は自由に農民から搾取するから、農民の地主に對する反抗も亦階級的衝突の自衛主義に過ぎ無いのである。

第二節 収入の微少

農家の收入は、即ち農民の生活費であるから、農家の收入の多寡によつて農民の生活状況を推察することが出来る。農家の收入額を計算するには、第一は農家の耕作畝數の多少に依つて、其土地の生産量を推定すべきである。第二は數箇處の特別調査區域内に在る各農家の總收入を多寡に關係無く按分し、而して全國に於ける農家の收入の平均を推定し、然る後收入の多寡を根據とし、其農民の必要な生活費を満足せしめるか否かを推定するのである。此の如くすれば、即ち農民生活の一斑を窺ふことが出来る。

農商統計表に記載されたる處に據れば、支那農家一戸は平均僅に田二十五畝を耕作し得ることになつて居るから、即ち一農民は僅かに田五畝を耕作して居ることになつて居る。然し大多数の農家の所有して居る農田は、十畝或は二十畝以下であつて、十畝未満の農家は全農家の百分の四十二を占め、十畝以上三十畝以下の農家は全農家の百分の二十七を占め、其中二十畝以下のものは百分の五十以上ある。之れを換言すれば、支那の二千四百九十四萬八千戸の農家は、其耕作田は十畝以下であり、一億五千二百四十六萬の農民は、即ち毎人の耕作田は二畝以下である。一千六百三萬八千戸の農家は、其耕作田が十畝以上三十畝以下であるから、即ち九千八

百一萬の農民は、毎人の耕作田は二畝以上六畝以下である。目下の支那人の生活程度を觀察すれば、農家の耕作田が三十畝あれば、或は自給し得るかも知れぬが、若し十畝以下であれば、其如何に拘はらず、其最低の生活費をも維持することは出來ぬのである。

支那に於ける耕地一畝の生産量の價額は、各處に依つて異つて居るが、私人機關の調査を根據として支那農の收入額を推算することとする。民國十一年華洋義賑會では浙江、江蘇、安徽、直隸四省の農村の經濟狀況を調査したが、農家の收入は、耕作田の畝數の多少に依つて其價額は左表の通りに異つて居る。

省	區	江浙	蘇江 吳江儀	江陰微	徽安 宿縣	冀直 冀鄉唐遵	縣鄆縣化
三畝以下	農家戸數	九四 八三 七二	二九 一五 一〇	九六 九一 八〇	二一 一四 一〇	一〇七 九一 七一	七一 六一 四一
三畝乃至五畝	農家戸數	九四 八三 七二	二九 一五 一〇	九六 九一 八〇	二一 一四 一〇	一〇七 九一 七一	七一 六一 四一
六畝乃至十畝	農家戸數	九四 八三 七二	二九 一五 一〇	九六 九一 八〇	二一 一四 一〇	一〇七 九一 七一	七一 六一 四一
十一畝乃至二十五畝	農家戸數	九四 八三 七二	二九 一五 一〇	九六 九一 八〇	二一 一四 一〇	一〇七 九一 七一	七一 六一 四一

二十畝乃至五十畝	農家戸數	五十畝以上	農家戸數
九四 八三 七二	二九 一五 一〇	九四 八三 七二	二九 一五 一〇
八三 七二 六一	一五 一〇 八一	八三 七二 六一	一五 一〇 八一
七二 六一 五二	一〇 八一 七一	七二 六一 五二	一〇 八一 七一
六一 五二 四二	八一 七一 六一	六一 五二 四二	八一 七一 六一

上表を根據とすれば、支那の農家は、耕作田が十畝以下のものは、毎年の收入は平均多くとも百五一元に過ぎず、若し耕作田が五畝以下であれば、即ち毎年の平均收入は數十元に過ぎぬのである。江蘇省の農家は、耕作田の三畝以下のものが百分の十餘を占め、三畝乃至五畝のものが百分の二十五以上を占め、六畝乃至十畝のものが百分の四十を占め、十一畝乃至二十五畝のものが百分の二十三を占め、二十六畝乃至五十畝のものが百分の六を占め、五十畝乃至百畝のものが百分の一・五を占めて居る。直隸省の農家は、耕作田の三畝以下のものは百分の十二以上を占め、三畝乃至五畝のものは百分の二十を占め、六畝乃至十畝のものは百分の二十二以上を占め、二十六畝乃至五十畝のものは百分の十一を占め、五十畝乃至百畝のものは百分の七を占めて居る。之れを總括して言へば、江蘇省の農家は、其百分の六十八は耕作田が十畝以下であり、直隸省の農家は、百分の五十五は耕作田が十畝以下である。若し上表の耕作田畝に依る平均總收入を標準とすれば、即ち江蘇

第一篇 支那農民の經濟狀態

省に在る百分の六十八の農家は、毎年耕作田からの收入は九十元内外に過ぎず、直隸省に在る百分の五十五の農家は、毎年耕作田からの收入は二十五元内外に過ぎず、其收入高の微少なることは、實に驚くの外無い次第である。先に説明した通り全國の農家中、耕作田の十畝未満のものは百分の四十二であつて、一億五千二百四十六萬の農民に合致するが、彼等農民の毎年一戸の收入は平均七十五元内外である。而して此收入額は其他各處に於いて特別に調査せる處に依るも、其差は甚だしく無い。農家の耕作田が十畝以上二十五畝以下のものは、其收入の最高なものでも亦二百四十元に過ぎず、各地の平均は即ち百六七十元である。而して全國の農家中、此金額の收入があるものは百分の二十以上である。支那の農家は、耕作田の十畝以下及三十畝以下の二種に屬するものが、全農家の百分の七十を包括して居るから、此二種の農民の收入を知ることにより、即ち以上の百分の七十の農民の生活概況を推測することが出来るであらう。

上述した農家の平均總收入は、農家の純益では無く、其總收入中から尙農場の必要な資金及費用を除去せねばならぬ。或人の計算に依れば、支那の自作農であつて、若し耕作田が平均二十五畝あるとすれば、確定的農場の投資額を除くの外、尙毎戸は毎年家屋修繕費銀二兩、新農具購入費銀三兩、農具修理費銀七錢を支出し、國稅、省稅及地方稅の負擔が每人銀七錢二分に當るから、一戸を五人平均として計算し、銀四兩を納付せねばならず、農民は市民から借金し

て居るから、平均毎農家は毎年市民に利息二兩五錢を支拂はねばならず、其他の費用として毎農場に銀二錢を要するから、毎農家の毎年の總支出は十二兩四錢となり、即ち銀十七元二角五分に相當する。若し此農家が小作人であれば、更に小作料として少くとも百二十五元以上（平均一畝の小作料を五元として計算す）を納めねばならず、收支は僅に相償ふのである。故に農家の毎年の純收入は、自作農であれば尙餘分を生ずるが、小作人であれば全然無いと云つても過言で無い。故に其生活費は他方面から求め補はねばならぬが、其中最も普遍的に行れて居るのは、即ち借金である。右の通りの收入額であるから、支那の貧農の生活状況を推測すれば、思半に過ぐるものがある。

九	七	五	五	收
十	十	十		
一	一	十		
元	元	元		入
乃	乃	元		
至	至	至		
九	七	以		
百	十	十		高
元	元	下		
<hr/>				鄧
<hr/>				農
五	三	三	一九四	縣
八	〇	三		江蘇各村
<hr/>				宿
九	一〇四	二二八	一六五	家
七				的
<hr/>				百
七	一一八	二二四	一六九	分
九				率
<hr/>				直隸各村
二	五	七	六	縣
八				直隸
<hr/>				各村
二	五	七	六	率

別の計算は、即ち収入の多寡と農家の戸数とを比較し、農民の生活情態を推察したものである。左表は此方法に依つて算定したものである。

百一元乃至百三十元	六〇
以上より百五十元迄の合計	六三
百五十一元乃至二百元	九九
二百一元乃至三百元	八八
三百一元乃至五百元	九〇
五百一元乃至一千元	九一
一千一元乃至二千元	四九
二千一元乃至五千元	一九
五千元以上	〇三

五七	二〇
五二	一九
二二	一八
一九	一七
一六	一六
一三	一五
一〇	一七
〇七	一〇
〇四	一三
〇二	一〇
〇一	一〇

上表に依り平均すれば、鄞縣、江蘇、宿縣、直隸四區の農家中百分の六十三は、毎年の收入が百五十元以下であつて、其數は前の一表内に列記した耕作田二十五畝以下なるもの、平均總收入に近い。又百分の四十九は毎年の收入が九十元以下であつて、此數は亦前の一表内に列記した耕作田十畝以下のもの、平均總收入に近い。(上述した全國に於ける農家の百分の四十二は、毎年の平均收入は七十五元内外であるから、其比率は此數と甚だしい差異が無い。)故に兩表の計算は、重大な錯誤無しと云ふことが出来る。

農民の收入が其生活を維持するに足るか否かは、支那各地農村生活の貧窮線を視て決定すべきである。貧窮線を推定する最も確實な方法は、家庭の會計簿を視ることであるが、此種の仕

事は極めて容易で無く、且つ短時間内には成功するものでは無いから、目下は只己に推算し得た處及調査し得た處を根據とし、其大槻を記述する。

生活費の主要部分は食料である。北平協和醫校教授 Bernard E. Reed の曾て研究した結果に據れば、支那の農家一戸を五人と推定し、農家一戸に要する食料の分量を他の定めた分量に照して其價格を計算すれば、穀類、蔬菜(大根及白菜を基本と爲す)、油、鹽、醬油及茶の價額が毎年百五十元乃至百六十元に及び、而して魚肉、雞卵の類は此内に含まれぬが、此食料の分配は英國農民の常用食料の三分の一に等しきに拘はらず、其滋養料と熱料とは英國で用ふるものに等しいと云ふ。

食料以外、衣服費は平均一人に就き毎年四元と計算すれば、一家五人なれば二十元を要する。住宅は少くとも五元を要し、燈火費は又少くとも五元を要し、其他雜費、交際費、醫藥費、教育費、娛樂費等の合計七元を要するものとすれば、飲食費百五十元と合算すれば、總額は百八十七元となるべく、從つて飲食費は總額の百分の八十に當つて居る。

此種生活費の合計は、各地共生活程度によつて異つて居るから、自然多少の開きを生じ、固定しては居ぬ。然し此種の生活費を根據とし、支那農家の生活費の最低限度を百三十元乃至百五十元と假定すれば、其間に甚だしい相違は無いであらう。

右の假定的生活費の最低限度は、數箇處の特別に調査せるものと比較するも、多大な差異はない。華洋義賑會は農村の經濟を調査した結果、百五十元が最低の生活費であるといふことに決定した。北平西直門外成府村を調査せるに、每戸毎年の平均費用は百五十六元である。江蘇無錫の農家毎年の最低生活費は二百七十四元であるが、無錫地方は滬寧に近く、且つ工商業の發達して居る區域であるから、其生活費は自然他處に比較して高まつて居るのであつて、之れを同等視することは出來ぬ。

假定した百五十元を支那農村生活の貧窮線とすれば、即ち支那農家の耕作田が二十五畝以下のものは、全部貧窮線以下の生活をして居るといふべく、而して農家全體の百分の六十三即ち約二億二千八百六十餘萬の農民は、最低限度の生活費を得ることが出來ず、十畝未満の農家の生活狀況に至つては、更に困苦に堪へざるものがあるであらう。

支那農民の百分の六十三の生活は、貧窮線以下であるとの推論は、各處に就いて特別に調査せる處とも亦符合して居る。華洋義賑會の調査せる結果に據れば、江蘇の農民は其百分の五十以上、直隸の農民は其百分の八十以上、共に百五十元の貧窮線以下に在るといふ。北平西郊の漢人と滿人との經濟狀況は、其百分の六十一・五は收入が百九元以下であるが、無錫地方は收入

の比較的豊富なる處であるから、耕作田が十畝の農家は毎年の總收入が二百三十四元に達すといふ。但し其支出額は二百七十四元であるから、差引すれば尙四十元の不足である。

上述した推算に從つて考察すれば、支那農民の收入に關して、結極數個の結論を得る。

一、支那の農家は、耕作田の十畝未満の者が全農家の百分の四十二を占め、即ち二千四百九十四萬戸であつて、人員は一億五千二百四十六萬に上つて居る。耕作田が十畝以上三十畝以下の者は、百分の一十七を占め、即ち一千六百三萬八千戸であつて、人員は九千八百一萬人である。

二、十畝以下の農家であれば、平均毎年の收入は七十五元内外であり、十畝以上二十五畝以下の農家であれば、平均毎年の收入は百六七十元である。其中農場に必要な費用約十七元は必ず除去せねばならず、若し小作人であれば、更に小作料として一畝に付き銀五元を納めねばならぬから、收支を相差引けば小作人なれば毫も收入があるといふことが出來ず、其生活費は他方面からの收入に依つて補足せねばならぬのである。

三、支那の農家は、家内五人として計算するも、生活費の最低限度は毎年百三十元乃至百五十元であるから、此標準に依れば、支那農家の耕作田が二十五畝以下の者は、全部貧窮線以下の貧民である。此等の農家は全農の百分の六十三を占め、其人員は約二億二千八百六十餘萬人に上つて居る。

上述した結論は、其材料が一部分に限られて居た關係上、全國各處の情態と對照すれば、自然其間に多少の開きがあり、絕對的現象であるといふことは出來ぬが、然し此間の開きは、實際の狀況とは大なる差が無いと思ふ。

支那農家の收入は、既に記述した通り甚だ微少なものであつて、平常の收穫では、生活は己に非常に窮迫して居り、餘裕があるとか或は貯蓄があるとかいふことは絶対に無いから、一度凶年にでも遭遇すれば、其困苦は想像するだに堪へ難いものがある。斯くの如き情態であるから、下層の貧農は土地を離れ或は冒險的に走ることになるが、此れは貧農としては自ら救ふ唯一の方法である。

第二節 高利の貸借

支那の農家で耕作田が二十五畝以下のものは、其生活狀況は概して皆貧窮線以下であるから、其費用は不足勝であり、時に至急に要することがあれば、勢ひ他から借金をせねばならぬ。支那農村固有の金融機關は、只二種あるのみであつて、其一種は質屋であり、他の一種は私人の貸借である。質屋は普通衣類、粧飾品或は農具を擔保として貸出し、月利は大體二割とし、期限は十八箇月或は二箇年である。江蘇江寧縣及安徽北方の滁縣一帶の農家は、一箇年を通じて

陽曆の一、三、四月頃入質するものが比較的多く、之に次いで入質の多いのは十一月及十二月である。毎戸毎月の平均入質價額は、江寧、淳化鎮では四元乃至五元餘であり、嚴家庄では二十元乃至三十元である。入質の期限は共に十八箇月であつて、期限が過ぎても質受せぬ時は、其擔保品を沒收して賣却し、資金を作り、利息は月利二割であり、尙入質品に對する貸付額は、入質品の原價の百分の五十以上を超過することは殆んど無い。前政府の決定した當舗條例草案に據れば、月利は百分の三を超過するを許さずとの條文があるが、質屋は從前から未だ此條例を遵守したことは無い。富商、巨豪中には往々質屋を開業して不當の蓄財を爲すものがあり、前清の洪楊戰後、吳勤惠の如きは曾つて江蘇清江に質屋を設け、利息を四割と定めたが、當時貧農階級の貸借は、質屋を除く以外に融通の路が無かつたから、此高利も苛酷であると思はぬ様子であつた。然し其後江南では、質屋の利息を二割に制限した。民國七年の春、江蘇の淮、徐、海各屬の質屋は、辛亥の兵燹以後、金融市場が非常に逼迫したといふことを理由として、省公署に特別に利息引上の許可を請求し、且つ質商は賄賂に依つて官場の事情に通じて居るから、質屋を設けることは、貧民の金融の流通を謀ることで無く、高利を以て貧民の汗血を搾取するにあるのである。然し殘念乍ら一般貧民は、質屋を設けることは彼等貧民に便宜を與へるものとのみ信じ、實際上彼等が重大な壓迫を受けて居ることを知らぬのである。

私の貸借は、親友關係に依るものと村中の富豪から借用するものとがあるが、尙金貸を職業として居るものも亦甚だ多い。貸借の擔保品は、大體田地或は家屋であつて、貸金は大體家屋、土地の價額の百分の五十に相當し、其利息の條件は非常に苛刻であつて、普通年利三割六分であるが、最低でも二割以上である。然し農民は金を要することが頗る急である關係上、貸主の鼻息を仰がねばならぬのである。尙一種の典地と云ふ方法がある、即ち此方法は貸主が借主の田を借用して小作料を納めぬのであつて、此小作料を貸金の利息と看做すのである。貸金は又擔保地の價額の半額である。其他にも金子を借りて穀物で返還し、或は穀物を借りて穀物を返還する方法もある。例へば若し麥一石を借りたならば、秋の麥を收穫した時に一石一斗を返還するのであるが、大體其利息は極めて高い。

支那の鄉間に於ける貸借利率の高低は、僅に借金をする人物の穩妥なるか否かを視て定めるのみで無く、借金をする人物の金子を至急に要するか否かの其程度を視て定むるのである。即ち金子を要することが愈々急であれば、利率は愈々高いのである。糧食を借る人の利率は、現金を借る人の利率に比較して高い。又地方の習慣は各異つて居り、利率の高低も亦之れに依つて差別がある。東三省の或地方では、年利六割の高率であるが、尙借金するものが少く無い。安徽滁縣一帶では、農民が銀十元を借金したならば、三箇月以内に元金を返還せねばならぬの

みならず、更に利息として糲或は麥一石を支拂ねばならぬ。而して其一石を市價に換算すれば、五元内外に相當するから、又甚だ高率と云ふべきである。

江蘇、浙江の養蠶の盛に行はれる區域では、養蠶の多忙な時季に借金すれば、一定の利息を支拂ねばならぬが、若し銀十元を借金したとすれば、期限は四十日であつて、返還の時は元金を返還する外、更に利息として一元支拂はねばならぬから、年利に計算すれば九割の高率となる。南通地方では農民が一元借金すれば、三箇月以内に棉實一擔を支拂はねばならず、其代價は約三四元に相當するから、一元の元金は三箇月以内に三四元の利息を生むことになる。江寧の各鄉では農民が銀一元を借金すれば、一年以内に糲或は麥一擔を支拂はねばならず、若同年内に返還することが出來ず、翌年に延引すれば二擔を支拂はねばならぬのである。崑山、上海一帶では所謂十元五斗と云ふ言葉がある、即ち銀十元を借金すれば、一箇年内に利息として米五斗を支拂ふのである。武進一帶では米一石を借りたならば、一箇年内に糲三擔を返還せねばならぬ。蘇州、吳江一帶では所謂念個頭と云ふ言葉がある、即ち農民が銀二十元を借金すれば、一年の利息として一元を支拂ふのである。又所謂借三還四と云ふのがある、即ち銀三元を借金すれば、返還の時に利息一元を加へて返還するものであつて、其期限の長短は貸主より規定するものである。

廣東の農民は、不作の時或は家中に死人があつた時等に借金するのであるが、平時は米穀一石に對して銀六元を借金することが出来るに拘はらず、此期間には只三元を借金することが出来るのみであり、且つ利息は平時に比して二倍となり、約三割乃至四割の高率となり、期限は二箇月乃至四箇月である。若し期限が過ぎても返還せぬ時は、其利息を元金の方に繰込み複利とするものであつて、高利貸的名目が甚だ多い。東江一帶には所謂九出十三歸と云ふ方法がある、即ち銀一元を借金すれば、其實際の手取りは九角であつて、利息として三割は差引されるのであるが、而かも返還の時は銀一元を返還せねばならぬのである。又所謂糖房利と云ふのがある、利息は二割五分であるが、半年後には利息を元金に加へて復た利息を取るもので、即ち複利に依るのである。陽江地方には買青苗と云ふのがある、即ち米穀一石を借れば、三箇月内に一石八斗として返還するのである。遂溪地方では一種の複利法が普通に行はれて居る、即ち銀一元を借金すれば、利息を一錢五分と爲し、三箇月乃至半年を期限と爲し、期日に至つても返還せざる時は其利息を元金の方に加へて復た利息を取るのである。佛山の通橋利では其條件が更に苛刻であつて、銀一元を借金すれば、毎日の利息を一角と爲し、五日間を以て期限と爲し、期限を過ぎたならば利息を倍に計算し、元金の方に加へて復た利息を取るのである。

上述した高利貸的情態は、皆各機關が實地に就いて調査報告したものであるから、其間何等

錯誤は無い。支那には、此高利率の口錢を取られて居る農民が二億二千八百六十餘萬人の多數に上つて居る。最近江寧及滁縣一帶を調査した結果に據れば、三十畝以下の農場を耕作して居る農家では、全部借金があると云ふことである。滁州に在る農家で借金のあるものは、全農の百分の八十五を占め、嚴家圩では百分の五十四を占め、淳化鎮では百分の五十三を占めて居る。支那の鄉村は金融機關が缺乏して居るから、利息が非常に高くとも、農民は只易々として承認せねばならぬのである。而かも債務期限が来るも、往々にして無力の爲めに返還することが出来ず、又別に借金するか、或は更に高率の利息を支拂つて其延期を請求せねばならぬものが甚だ多い。其結果債務は愈々嵩み、時々其借金額は彼等の財産以上に達し、擔保品は遂に盡く債權者の沒收する處となり、農民は之に依つて益々借金せねばならず、從つて愈々貧困となり、有產者も無產者となり、自作農であつたものは小作農となり、小作農であつたものは淪落して勞働者となり、更に勞働者から淪落して乞食、盜賊と爲るものがあるのである。故に支那の農村に於ける貸借は、即ち貧農をして愈々貧農ならしめ、中農或は豪農に取つては愈々重要な原因を爲して居る。

上述した惡現象は、以下に記述する三種の理由に依つて、解説することが出来る。

一、貧民の經濟的地位は頗る不安定であるから、借金をするにも容易に貸主の信用を得ること

どが出來ず、從つて其利息は割高に取られるのである。現在の世界は、金満家であればあるだけ便宜であり、金錢の無い者は夫れだけ損である。金満家は金融の融通が頗る豊富であるから、商賣を始めるにしろ、工場を設置するにしろ、乃至は農業に從事するとも、何れの場合に於いても特別の利益を享受することが出来る。例へば若し鄉間の豪農、商戶が偶々借金することがあつても、其過半は無利息であるか、或は有利の場合でも其利息は頗る低率のものである。彼等は平年の收穫である時でも毎年田地を増加し、一度不作の年に遭遇すれば、田地の價格が下落するから、其機に乗じて又田地を買收るのである。若し將來支那の内地で工業が發達し、又大規模な産業の進歩を來すことがあれば、即ち目下の勞力主義の生産は一變して資本主義の生産となるべく、此種の情態は明瞭なことである。専ら勞力を以て生産に從事して居る小農は、一年間に亘つて辛苦するも、其收穫は數石の糧食に過ぎぬから、自己の生活も維持することが出來ず、爲めに其田地は只日に漸減するのみである。故に富者は愈々富むが、貧者は愈々貧困となり、即ち少數人の幸福は愈々増し、而して大多數の人の苦痛は愈々増大するのである。故に農村に於ける此種の貸借は、實に恐るべきものがある。

二、農村には正當な金融機關が無いから、貸借の利息の利率は、少數の金貸を業とする者の操縦する所となつて居る。現代の資本社會に在つては、經濟組織は甚だ畸形的な發展狀態を呈

して居り、金融流通の趨勢は、農村を廻避して都市に集中し、即ち農業を廻避して商工業に集中されて居るのである。試みに彼の都市の裏面を見るに、皆金融機關は設立され、銀行の如き或は錢莊の如きがあるが、農村に在つては、銀行或は錢莊は其影だに認められぬのである。此等の銀行及錢莊は皆商工業の經濟的利便を謀る爲めに設置され、農村に對しては毫も關係が無いのである。工業或は商業を經營する人々は、皆一様に金錢の運用上頗る便宜を覺えて居るが農民は絶対に此金錢流通の利益を受けることが出來ぬ。其結果鄉村に在つて金貸を業とする者をして、益々奇貨置くべからずとなさしめ、利率の高低の如き、隨意に決定せしむる様になつたのである。

三、豪農、富者は農村の金錢を吸收し、之れを都市に持ち出して消費し、或は投資して居る。即ち農村の豪農は、鄉村社會の組織が簡單であつて、生活上に變化が少いのに厭き、皆農村を離れて四方に奔走都會に去り、或は彼等の家族を纏めて都市に居住を定め、鄉村で吸收した金錢を都市に消費し、或は商工業方面に投資して居る。試みに支那の大地主を見るに、多くは遠隔の都市に居住し、自ら其田地を處理して居るものは甚だ少い。此種の趨勢は、農村の金錢を日一日と都會に集中せしむること、なり、農業上の金錢は日一日と商工業方面に集中されるのである。其結果農村の金融は涸枯し、農民は借金したくも借金をする處が無く、間々少數私人の

貸借機關があつても、亦自然に利率は頗る高く、其條件の如きも甚だ苛酷なものとなつて居る。

以上三種の記事は、即ち支那の高利的貸借を形成する原因である。此種の問題を解決するには、先づ農村に信用組合を設立することが、最も簡便な方法である。

第四節 買賣の不公平

支那の農民は團體の組織を缺いて居るから、物品の購買或は農産物の販賣に當つては、往々にして稍や智識を有し、比較的組織ある商人階級に欺弄されて居る。此種の現象は、何處の地方に於いても常に看る處であるから、農民が直接或は間接に受ける其損失は、著しいものであらう。

第一項 購買上の損失

現代の經濟組織では、物品の購買量が多ければ多いだけ其價格は割安となり、而かも物品の品質は愈精良となるのであるが、然しそに反して數量が少ければ價格は割高となり、品質も愈悪化するのである。此種の現象は、商人が利益を漁るからであつて、商人が大いに利益を收むには、即ち大量を購入して少量を販賣し、精良品を購入して劣等品を販賣し、生産地にて購買して消費地で販賣するにある。例へば南方に於ける茶の生産地地方では、茶を栽培する農民

は直接に北方の消費者に販賣することが出來ぬから、產地地方の小茶商に賣却し、小茶商は又其茶を大茶商に賣渡し、大茶商は北方の仲買商に販賣し、仲買商から又北方の大茶問屋に販賣し、大茶問屋から都市の茶卸商に賣却し、都市の茶卸商は地方の茶卸商に卸賣し、地方の茶卸商は更に地方の雜貨店に卸し、然后初めて消費者に販賣されるのである。此七、八回に渡る買賣は、又毎回仲買人或は運送店の手を経ねばならず、而かも此等の商人及仲買人、運送店は皆安價に購買して高價に販賣する方法に依つて、著しく利潤を收めることを研究して居るのであるから、原產地に於ける茶は一斤百文に過ぎぬとするも、北方に輸送されると一元以上となるのである。而して其間又種々の策を弄するから、多額の金錢を支出しても上等の茶を買入ることが出來ぬのである。其他各種の消費品も亦、同様な情態である。例へば上海では一箱の石油が僅か五元八角であるが、南京に行けば即ち七元を要し、蚌埠では八元一角を要し、安徽の亳州では十二元を支拂ねば購入が出來ぬのである。又紙巻煙草の如きは、上海では十本銅元二十枚で販賣して居るが、蚌埠では即ち三十六枚を要し、亳州では四十枚支拂はねば購入することが出來ぬのである。右の次第であるから、若し各地の農村で購入すれば、其價格は更らに數倍の高値を唱へるであらう。

農民が購買する用品は、僅に消費方面的の物品で無く、農家の生産用品である農具、肥料、種

子等の如きも皆其内に包括されて居る。郷村の小農は自己に餘裕が無いから、此等の物品は全部必要な時に現金を以て購入するのであるが、此種の購買法は甚だ損失が多い、即ち一面には都市に在る奸商の詐欺を蒙り、多くの金錢を投じても得る處の物品は返つて悪しく、一面には必要に責められて現金買をするのであるから、都市の往復に多くの時間を要するのである。此種の弊害を救濟するには、農民は消費組合を組織して商人階級から操縦することを免るべきである。

第二項 販賣の損失

先に記述した通り、現代の經濟組織下に在つては、消費者が購買する時は、購買額が愈々多ければ價格は愈々低廉となり、購買額が愈々少ければ價格は愈々高くなる。之れに反して生産者が販賣する時は、販賣額が愈々多ければ價格は愈々高く、販賣額が愈々少ければ價格は愈々低廉となるのである。然し如何なる國家であつても、小消費者と小生産者とが總て全國の大多數を占めて居るものであるが、支那は特に其著しいものであつて、郷村の農民の生産額は極めて少いから、現代の經濟組織下に在つては、若し之れを運轉する商人が無い時は、即ち其生産品は消費者に販賣する方法が無いのである。商人は此種の現状を利用し、居乍らに市價を操縦して巨利を博して居るのである。支那の農民は、大部分收穫後、其農產品の大部分を至急に賣却して債權を償

還する費用に充當せねばならず、此種の情態は各處共同様であるから、自然貨物が一時に市場に流出することとなり、價格は低廉し、更に奸商に操縦せらる様になるのである。例へば果業公所の如き、農民から大口に果實を買收する時は、其價格は公所から規定するのである。又若し農民が自身で繭灶を設置することが出來無ければ、其繭の賣價は商人の規定する所に屈せねばならぬのである。内地に於ける茶の價格も、亦商人の爲めに自由に操縦されて居る狀態である。產棉地方に於いても、商人は其收穫以前に該地方に赴き、大體豫約して現銀を支拂ひ、安價に棉花を購買するのである。而して農民は生活費に迫られて居るから、常に此方法に従つて居るのである。南京城内の農民は冬瓜、加子を栽培して居るが、南京の野菜市場の賣價は一擔八元であるに拘らず、農民が其菜園で賣却する時の價格は只五元であつて、其差額の三元は即ち野菜商が利得して居るのである。江蘇の農民は大多數小農であつて、其生産する糧食は附近の鎮に居る穀類仲買商に賣却し、價格の商議は皆鎮に集つた穀類問屋に依つて行はれて居る。穀類仲買商は穀類を購入した後、多くは水或は別種の雜貨を混入し、然る後都市或は附近の鐵道に依つて穀類市場に輸送し、該處の穀類問屋の手を經て他處から來た穀類商に賣却され、穀類商は穀類を買入れたる後、運送會社に託して最後の消費市場即ち上海、無錫等の處に輸送するのである。上海等の處であれば、穀類問屋の手を經て麵粉會社或は搾油工廠等に原料として賣却

され、製造されたる後、更に消費者に販賣され、其麵や豆粕等は農民に肥料として販賣されるのである。穀は農民に販賣されるのみで無く、又日本にも輸出されて居る。此種の轉展販賣される内に在つて、農民は至急に現金を要する關係上、高値に販賣することは出來ぬが、奸商が水や雜貨を混入して販賣する爲め、農產物の販路は影響を受けて居る。

農民が終年苦勞して居るのは、利益の多い收穫を獲得し、其生活費の維持を容易ならしめるのが目的である。然るに現在農產物の取引は、高値に賣却することが出來ず、農民の收入である最後の一步も之に依つて失敗に歸して居るから、支那農民の收得する代價は、實に微々たるものと云ふべきである。此農產物販賣の弊害を救濟するには、販賣組合を設立し、農民をして直接都市に輸送せしめ、而して販賣に從事せしむべきである。然れば即ち穀類問屋等の壟斷を免れるであらう。

第五節 外國產農產物との競争

支那の工業は頗る幼稚であるから、對外貿易上、工業品は毫も觀るに足るものが無い。世界の商業場裡に在つて一席の地歩を占め得るものは、全く農產物であつて、全輸出總額の百分の七十内外を占めて居る。其内最も重要な貨物は、生絲、茶、大豆である。但し近年支那農民は、

資本が不足である關係上、方法を改良することが出來ず、從來から所有して居つた農產物の販賣市場の如きも、漸次英、佛、日本等諸國の爲に奪取された。例へば茶一項の如きも、三十年以前には、支那の輸出數量は如何なる國家の輸出數量に比較しても遙かに多かつたが、最近數年來の輸出茶は反つて著しく減少し、他國の輸出量は三十年前に比較して皆増加し、多きものは三倍に達したが、支那は反対に三分の一に減じたのである。試みに左の表を見れば、更に明白である。

三十餘年前の各國輸出茶の價額

支 那	度 度	支 那	度 度
爪 哇	蘭 蘭	錫 錫	印 印
民國十四年度各國輸出茶の價額大變更			

支 那	度 度	二二八、〇〇〇、〇〇〇磅
爪 哇	蘭 蘭	一五〇、〇〇〇、〇〇〇磅
支 那	度 度	一一〇、〇〇〇、〇〇〇磅
爪 哇	蘭 蘭	七、〇〇〇、〇〇〇磅
民國十四年度各國輸出茶の價額大變更		
支 那	度 度	八九、〇〇〇、〇〇〇磅
爪 哇	蘭 蘭	三六〇、〇〇〇、〇〇〇磅
支 那	度 度	九五、〇〇〇、〇〇〇磅

茶の輸出情態が斯くの如きであるのみで無く、即ち生絲の輸出額も亦此十數年間に日本の爲

めに壓倒された。即ち左表に示す通りである。

民國二年度日、支生絲輸出額

支 那	本 國
民國十四年度日、支生絲輸出額	二六、八五五、〇〇〇磅 一九、八六三、〇〇〇磅
支 那	五六、九七九、〇〇〇磅 一八、六〇一、〇〇〇磅

民國二年から同十四年に至る十二年間に、日本生絲の輸出額は二倍以上に増加したが、支那生絲の輸出額は只に増加を示さぬのみで無く、反つて十分の一の減少を來したのである。

生絲、茶以外、各種の農產品は毎年輸入され、其輸入數量は年一年と増加した。支那は米、麥及果物の有名な產地であるから、理論上から言へば、少くとも自給自足が出來るべきであるに拘はらず、實際上は反つて盛に外國から輸入して居るのである。例へば米の如きは、支那人の主要な食料であつて、民國以前は尙自給自足して居たが、民國以後は外國米の輸入が年一年と増加した。海關統計に據れば、米の輸入は左の通りである。

民 國 元 年	五、三〇二、〇〇〇擔
民 國 十 三 年	一三、一九八、五〇四擔
民 國 十 五 年	一八、七〇〇、七九七擔

此外麥、麵粉、果物等の輸入も亦同様な情態である。上述した事實に依つて見るも、支那の農民は二種の惡影響を受けて居る。

一、支那の一部分の農民特に南方各省の農民は、耕作田が甚だ少く、其收入では一家の費用を充當することが出來ず、其維持は耕作田以外の生絲、茶の收入に頼つて居る。然るに近年來支那產生絲、茶は外國產生絲、茶と競爭することが出來ず、支那農民の生絲、茶市場は外國人に奪取される、に至つたから、從來生絲、茶の收入に頼つて生活して居つた農民は、其生活を維持する方法が無い様になつた。

二、輸入された外國產穀類は、國內の穀類市場で競争を惹起して居る。支那は關稅を自主することが出來ず、外國人は低税率の權利を有し、比較的安價に販賣して居るから、利益は外國に流出して居る。

之を總括するに、外國產農產物は競争を繼續して斷つこと無く、一方農民の生産する生絲、茶の販路は斷絶し、一面農民の最も重要である糧食は反つて輸入品に依つて維持されて居る狀態であるから、自然其利益は外國人の手中に歸し、支那農民の經濟は將に破産状態に陥らんとして居る。然し殘念乍ら支那の農民は、此點に對して何等感覺が無い様である。

結論

上述した經濟狀況に依つて、支那農民の生計は明瞭にすることが出來たのであるが、尙ほ農民は二種の勢力の壓迫を受けて居るのである。第一種の勢力は、小作制度、收入の微少及高利の貸借であつて、其爲めに貧窮するのである。第二種の勢力は、農產物買賣の不公平と外國產農產品の競爭とであつて、其結果は利權の損失となつて居るのである。第二種の勢力即ち貧窮と利權の損失とは、交々經濟的地位の甚だ不安である農民の身上に迫つて居るが、之が農民に生活上の恐慌を感受せしめて居る最大の原因である。

本文參考書 目次

- 一、農商統計表 前北京農商部編纂
- 一、經濟週間 經濟討論處出版
- 一、經濟半月刊第二卷第十一、十二期 經濟討論處出版
- 一、The Study of Chinese Rural Economy, by C. B. Malone and J. B. Taylor, 北平華洋義賑救災總會出版
- 一、第一次合作講習會彙刊 北平華洋義賑救災總會出版
- 一、廣東農民運動 中華全國基督教協進會基督教化經濟關係委員會出版
- 一、江浙兩省農民協會的鳥瞰 出版處同上
- 一、農村經濟兩大問題 出版處同上

- 1. Farm Ownership and Tenancy in China, by T. Lossing Buck.
- 1. An Economic and Social Survey of 150 Farms, Yenshan County, Chihli, by T. Lossing Buck.
- 1. Readings in Economics for China, by C. F. Remer, 商務印書館出版
- 1. 陳達著社會調查的嘗試 清華學報第一卷第1期
- 1. Thirty Years of World Tea Exports, by B. P. Torgashoff, 商務印書館出版
- 1. 白德斐著改進中國農業與農業教育意見書 前北京教育部刊行
- 1. 農學雜誌 商務印書館發行
- 1. 科學雜誌第九卷第七期 中國科學社發行
(東方雜誌第二十六卷第九號 張鏡予)

第一編 支那農民負擔の賦稅

緒論

十餘年來支那產生絲、茶の輸出は遞減し、糧食の輸入は驟に増加し、棉花、葉煙草の輸入は亦逐年輸出を超過して居る。此農業破産の趨勢中には在つて、原料は退歩し、物價は騰貴し、生産費は愈々高まり、購買力は低下したから、商工業は日に愈々不振となり、支那は將に破産状態に陥つて居る。故に支那を救ふ鍵は農業經濟の各種問題を解決するにあるが、其中でも最も重要な個の農業經濟問題は賦稅であつて、法律を講究せぬ支那に在つては特に然りである。

此篇の文章は賦稅問題に對して少しでも貢献すれば好いのであるが、讀者は一面統計の不分であることを諒解され、他面には又内外債、強迫借款、輔助貨幣の濫鑄、紙幣の濫發が皆變體的賦稅であり、且つ賦稅中最も重要な部分である所得稅は民國十年に試みられたが失敗に歸し、民國十六年にも提議されたが、之れ又實行するに到らなかつたことを知るであらう。支那財政の負擔は、農民が殆んど全人口の百分の八十を占めて居る關係上、間接には農民が負擔して居るのも同様である。

支那の財政上最も顯著な情態は、軍費の支出が膨脹したこと、政府の收入が減少したことである。歷年軍費の比較は下の如くである。

光緒十九年分	二五、六〇四、八八〇元	(J. Elkins 統計)
光緒二十七年分	四七、〇五五、〇〇〇元	(同 上)
宣統二年分	一〇一、〇〇〇、〇〇〇元	(H. B. Morse 統計)
宣統三年分	一三〇、八七〇、七五五元	(Ostasiatische Revue, Ap. I, 1928.)
民國五年分	一五二、九一五、七六五元	(同 上)
民國七年分	二〇三、〇〇〇、〇〇〇元	(Victor Stein 合計)
民國十四年分	六〇〇、〇〇〇、〇〇〇元	(同 上)
民國十六年分	七〇〇、〇〇〇、〇〇〇元	(同 上)
民國十七年分	八〇〇、〇〇〇、〇〇〇元	(何應欽七月初報告)

軍費の政府支出全額の百分數

中央政府の部

民國一年分	三三・八七	民國五年分	三三・八一
民國二年分	二六・八九	民國八年分	四一・六八
民國三年分	三八・〇八	民國十二年分	六四・〇〇

省政府の部

第二篇 支那農民負擔の賦稅

四川 民國十一年分

八八〇〇

江蘇 民國十二年分

四一〇〇

直隸 民國十二年分

四九〇〇

安徽 民國十二年分

五九〇〇

山東 民國十二年分

五九〇〇

江西 民國十二年分

五三〇〇

河南 民國十二年分

八四〇〇

江西 民國十四年分

七八〇〇

山西 民國十二年分

八〇〇〇

湖北 民國十二年分

九四〇〇

民國三年より民國九年に至る江蘇の軍費は、六年間に一倍増加し、民國十一年以來湖南省政府の收入額は、該省の軍費にも不足した。吳佩孚は民國十四年十二月十八日漢口商會に於いて演説して曰く、十四年度の河南の軍費は、竟に十三年度直隸、山東、河南三省の總額を超過したが、軍官中に私腹を肥す惡習慣があることも支出の多い一大原因である。例へば江西省の十四年度支出軍費は一千百七十六萬元であるが、實際は四百八十萬元で十分である。

中央政府が受け取る省政府からの送金額は、久しい以前から逐年減少して居る。北京銀行月刊三卷十二期の報告に據れば、各省から中央に送附して居る税金は左の如くである。

年次	規定送金額(元)	實際送金額(元)	實際送金額の規定送金額に對する百分數
民國四年	一三八四二六〇	一一一五三七三	八二一%
民國五年	三〇四八〇五四	一七六〇一三六	五八二%
民國六年	八四三四五七七	五〇九六六九六	六二一%
民國七年	二二八七八五七	一〇三五九七四	四六二%
民國八年	八五二九六四	五七五五二七一	六八二%
民國九年	六三四九〇三	四三四五二九九	六七一%
民國十年	一一〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇%

省名	時期	稅總收入	省政府總支出	支出超過額
江蘇	自民國八年至民國九年	九九六〇	一一〇〇〇	一〇四〇
山東	民國十六年自五月至十二月	二二七〇	一二〇〇〇	一〇五〇
安徽	自民國十三年至民國十四年	三八〇〇	二九六四	一九六四
江西	自民國八年至民國九年	五〇〇〇	三〇〇〇	二〇〇〇
湖南	自民國九年至民國十年	六五〇〇	四七〇〇	一八〇〇
湖北	自民國十五年至民國十六年	一七〇〇	一六〇〇	一〇〇〇
江蘇	自民國十六年至民國十七年	一七〇〇	一六〇〇	一〇〇〇
湖南	自民國十五年至民國十六年	三〇〇〇	二三八五	六一五
江西	自民國十五年至民國十六年	一七〇〇	一六〇〇	一〇〇〇
安徽	自民國十五年至民國十六年	一七〇〇	一六〇〇	一〇〇〇
江蘇	自民國十五年至民國十六年	一七〇〇	一六〇〇	一〇〇〇

民國四年から民國九年に至る毎年の平均實際送金額は、規定送金額の百分の六十八を占めて居る。民國九年以後は稅務行政が更に腐敗し、煙酒稅は年々一千五百萬元以上の收入があるべきに拘はらず、民國十年中央に送附された金額は僅に百七十八萬餘元であり、民國十一年も僅に百四十四萬餘元であり、民國十六年度鹽稅純收入は五百三十五萬元であるが、而かも民國十一年に比較すれば一千百二十六萬五千元の減少である。

各省は財政に對して顧慮せぬから、收入に對する支出超過は普遍的であり、常に見る所である。例へば左の通りである。(單位千元)

省名	時期	稅總收入	省政府總支出	支出超過額
江蘇	自民國八年至民國九年	九九六〇	一一〇〇〇	一〇四〇
山東	民國十六年自五月至十二月	二二七〇	一二〇〇〇	一〇五〇
安徽	自民國十三年至民國十四年	三八〇〇	二九六四	一九六四
江西	自民國八年至民國九年	五〇〇〇	三〇〇〇	二〇〇〇
湖南	自民國九年至民國十年	六五〇〇	四七〇〇	一八〇〇
湖北	自民國十五年至民國十六年	一七〇〇	一六〇〇	一〇〇〇
江蘇	自民國十六年至民國十七年	一七〇〇	一六〇〇	一〇〇〇
湖南	自民國十五年至民國十六年	三〇〇〇	二三八五	六一五
江西	自民國十五年至民國十六年	一七〇〇	一六〇〇	一〇〇〇
安徽	自民國十五年至民國十六年	一七〇〇	一六〇〇	一〇〇〇
江蘇	自民國十五年至民國十六年	一七〇〇	一六〇〇	一〇〇〇

(以上の金額は民國十七年三月十八日の廣州民國日報、民國十七年四月十七日の上海申報、民國十七年三月二十四日の漢口湖北民國日報、民國十七年四月六日の天津大公報、北京銀行月刊一卷三、四、七期、二卷一期、上海銀行週報十二卷一、十一期、北京經濟半月刊二卷七期を根據す。)

民國十五年度江西省の十六種稅の總收入額は、豫定額の百分の六十にも及ばず、民國十六年度江蘇の田賦の收入額は、豫定額の半額にも及ばず、民國十五年度湖北の稅金收入は、僅に定額の半額に達したのみであり、湖南は僅に三分の一を占め、福建は十分の一を占め、民國十七年春迄に廣東省政府が宣布した各縣の送附未濟田賦は、實に一千三百餘萬元に達した。

中央は地方と系統無く、收入は支出と定數が無いのであるから、財政は紛亂せざるを得ないのである。二十年來中央政府は只五回豫算を計上したのみであつて、即ち宣統三年、民國二年、民國五年、民國八年が夫れである。民國十三年末段琪瑞は豫備召集を行つて善後會議を開き、一度中央政府の收入額を統計に示したが、紙幣及各種の借款を除くの外、毎年の總收入は合計四五九、九六〇、〇〇〇元であつた。

此合計額は顯然中央毎年の費用に不足して居る。民國元年から同三年に至る中央の財政は、僅かに外債に依つて彌縫されて來たのであり、又政權の攫取と私囊の充實とを計る爲めに、有力な軍閥政客は競争的に外國の資本家と結託した。歐洲大戰當時、外債は頓みに減少したが、但し内國公債は間も無く成立し、而かも政府は其金額を投機と腐敗したこととに費してしまつた

のである。民國三年から民國五年に至る間は、國內に戰爭無く、各省から中央に送附した金額は、公債を發行する擔保として十分であつた。民國五年以後は内戰止まず、日本は私に軍閥を助け、甚だしいことには擔保無き債務にも應じたのである。故に民國五年から同八年に至る間、中央政府の財政は只内外債に依つて彌縫されて來たのである。

歐洲大戰が終局を告げた後、日本は多額の借款に應じ無かつたが、但し關稅と鹽稅との收入が増加し、獨、墺の團匪事件賠償金が取消され、其他部分的賠償金が支拂延期となつたから、公債事業を維持することが出來た。只妄に權位を用ひ、債券を濫發した爲め、民國十年から同十五年に至る間の財政は、又收拾すべからざる窮地に陥つた。民國十年春元年公債券の價格は下落して百分の八十六となり、八年公債券の價は下落して百分の八十となり、其他平均百分の三十下落した。(銀行月刊二卷二期)、是に於いて財政部は更に虛耗の信用を利用し、鹽稅剩餘金を擔保として巨額の公債を發行すること、なつたが、國內の銀行と商人とは既に互に聯絡せず、又鹽稅剩餘金の確實な數字を知らなかつた關係上、反つて競爭的に債券を購入して政府に欺瞞されたのである。即ち民國十五年度鹽稅剩餘金の純收入は約八百萬圓であるに拘らず、其發行した公債は七千九百二十四萬元に達して居るのである。

此の如く虛耗の擔保が發見され無い以前、政府は銀行と商人とに強迫的に急遽借款に應せし

めたのである。民國十四年以後、中央の財政は、即ち強追借款上に築かれたものといふべく、國民政府の成立するや、又巨額の公債を發行し、強迫借款と公債とは更に新税と附加税とを増加せしむることとなつた。現在の國債は即ち未來の國稅であるのである。

地方財政の紛亂は中央と異なる處無く、外債は中央に比して較や少いが、而かも強迫的借款と公債とは更に出でて停止するところ無く、輔助貨は濫鑄され、紙幣は濫發され、雜稅以外に苛捐を徵し、附加稅以外に強請も續出して居る。地方では一回の騒擾があるごとに、即ち新に貧官、汚吏及新土豪、劣紳が起り、人民から無暗に地租を取り立てることを彼等唯一の目的として居る。故に支那の賦稅は政府財政の基本である云ふより、寧ろ彼等が公開掠奪する代名詞であると云ふことが出来る。

第一節 外 債

光緒十一年から同二十一年に至る間は、中央の收入は毎年平均銀八千三百五十萬兩であつたが、同時に支出は毎年平均七千七百五十萬兩であつたから、平均毎年の殘額は六百萬兩に達し、此十年間は僅に獨逸から二十四萬磅を借款したのみである。甲午の中日戰爭後始めて外債を起し、袁世凱、段琪瑞が勢を得た時、外債は愈々巨額に上り、今日迄擔保のある外債は已に二、八

〇〇、〇〇〇、〇〇〇元以上に達した。尙無擔保の外債は此内に含まれて居らぬのである。

擔保ある外債

回數	總額
二二	二四六、六六〇、四六三
一一	一六六、九二八、七〇〇
一	四二、九八三、八〇〇
一一一	三三一、〇〇〇、〇〇〇
一一一	一八、五〇〇、〇〇〇
一	一五〇、〇〇〇、〇〇〇
	五〇、〇〇〇、〇〇〇
	二、〇〇〇、〇〇〇

此等外債の擔保品は、即ち海關稅、常關稅、鹽稅、路稅、煙酒稅、電報、電話、無線電信及北京城門稅である。此外適當な擔保の無い外債は、尙四五〇、〇〇〇、〇〇〇元あるから、若し支那の外債を總計すれば、少くとも二、二五〇、〇〇〇、〇〇〇元に達する。其内一、七〇〇、〇〇〇、〇〇〇元の交通借款を除いたならば、餘は均しく軍費として消費されたか、或は私腹を肥す爲めに消費されたのである。王伯羣は民國十七年七月二十日交通博物館で演説したが、其言に據れば、民國十三年迄で交通負債は只其半額を交通事業に消費したのみであるから、支那の外債は只僅に百分の二十七のみが生産方面に使用されたことを推察することが出来る。

第一節 公 債

民國元年から同十年に至る間、北京政府が發行した公債は十三回に及び、其總額は三八三、四〇〇、〇〇〇元であるから、平均毎月の發行高は三百十九萬五千元に當つて居る。

時	期	發 行 高	(元)	年 利 擔 保
民 國 十 七 年 五 月 二 日	（二種に分る）	一三三、三七三、六〇	六分	田賦
民 國 十 七 年 四 月 二 日	一四九、二六一、一〇	八分	鐵道收入の剩餘	
民 國 十 七 年 三 月 二 日	二五、二九九、六五	六分	常關稅及釐金	
民 國 十 七 年 二 月 二 日	一八、七五七、五九〇	六分	田賦	
民 國 十 七 年 元 月 二 日	七七〇、五一五	八分	煙酒專賣	
民 國 十 七 年 十二 月 二 日	一、六〇〇、〇〇〇	六分	支拂延期賠償金の海關稅	
民 國 十 七 年 十一 月 二 日	四八、〇〇〇、〇〇〇	六分	常關稅	
民 國 十 七 年 十月 二 日	四五、〇〇〇、〇〇〇	七分	釐金の統稅	
民 國 十 七 年 九 月 二 日	一九、六九一、三一五	六分	海關稅剩餘	
民 國 十 七 年 八 月 二 日	五八、七〇九、二四二	八分	海關附加稅	
民 國 十 七 年 七月 二 日	四、〇〇〇、〇〇〇			

民國十七年五月に於ける北京政府が發行した公債の未償還額は二七、四二四、八四九元に及び

尙利息の未拂額は六、七一〇、六八四元に上つて居るから、其合計は三四、一三五、五三三元の巨額に達して居る。

國民政府は半年内に四回に亘つて公債を發行し、其發行額は八千二百萬元であるから、毎月の平均發行額は一千三百六十餘萬元に當つて居る。

時	期	發 行 額	(元)	年 利 擔 保
民 國 十 七 年 一 月 二 日		四〇、〇〇〇、〇〇〇		
民 國 十 七 年 二 月 二 日	九分六厘 同 上	一六、〇〇〇、〇〇〇	九分六厘	滬海關二五附加稅
民 國 十 七 年 三 月 二 日	九分六厘 同 上	一六、〇〇〇、〇〇〇	九分六厘	卷煙草釐金の統稅
民 國 十 七 年 四 月 二 日	八分 印花稅	一六、〇〇〇、〇〇〇	八分	

此等公債の賣價は額面の九八掛であり、其多くは政治及商業機關に引受けしめたのである。各縣に分配して發賣せしめた分に對し、知事が巧妙に販賣したものに對しては、特別の獎勵があつた。商會及各業會の手を經たものは、即ち小舖、小店に販賣されたのである。例へば上海の北部の如きは、各米店の引受額は平均四十九元であり、各胡麻店の引受額は平均六十七元であつた。

省公債の名稱と金額とは甚だ複雜なものであつて、今日迄での處完全な調査が無い。即ち湖

南一省の如きは、民國元年から同十年に至る間、公債の發行は少くとも五回に及び、籌餉公債、地方有獎公債、惠民獎票、定期有利金庫證券、省庫證券等此五種の公債は、民國十一年末に尙未償還額が五百七十七萬餘元に上つて居つた。江蘇に於ける民國十三年發行の省公債は七百萬元であつて、之れに對する利息も未だ償還されて居らぬ。（上海民國日報十七年三月三十一日）今年は又此等省公債の強迫借款があつた。即ち左の通りである。

省名	時期	公債額	年利	擔保品	募集法
廣東	民國十七年三月	六十萬元	八分	人力車稅	每戶警捐十元あるものは必ず債券二元を購入するこゝ
山東	民國十七年四月	百萬元	一分	省稅	每鋪の資本金が一萬元以上のものは必ず債券を購入するこゝ
奉天	民國十七年五月	三千萬元		海關附加稅	毎田五十畝のものは公債五元を買ふこゝ、毎戶三百元に値するものは公債十五元を購入するこゝ、店鋪の資本三百元のものは公債十五元を購入するこゝ

第三節 強迫借款

比較的強制して債券を賣却する手續は更に簡単であり、且つ便利であるから、此れを強迫借款と名附けて居る。民國十四年以後、北京政府は常に此種の政策を實行して來た。最近の一例

は、即ち民國十七年三月末張作霖が、北京天津の各大銀行に強迫的に六百萬圓の借款を申込み、中國、交通、邊業の三銀行に五百萬元の引受を承認せしめたのである。

省政府の強迫借款は更に甚だしく、江蘇の財政は民國十年頃比較的優良であつたが、但し該年度省政府の強迫借款は左に示すが如く、甚だ多數に上つて居る。

債權者	借款額	擔保品
南京中國銀行	九四〇,〇〇〇元	釐金
南京交通銀行	五〇〇,〇〇〇元	同
南京鹽業銀行	三〇,〇〇〇元	釐金及雜稅
上海中國銀行	二五,〇〇〇元	同
上海大陸銀行	五〇,〇〇〇元	同
上海正利銀行	二五,〇〇〇兩	同
上海華大銀行	三〇,〇〇〇元	同
上海大通銀行	一〇,〇〇〇元	同
蘇州中國銀行	五,〇〇〇元	同
蘇州交通銀行	二六,九一三兩	同
蘇州中交兩銀行	一〇〇,〇〇〇兩	同
蘇州中交兩銀行	五〇,〇〇〇元	同

一五、〇〇〇兩

釐金及雜稅

七〇、〇〇〇元

七〇、〇〇〇兩

二〇、〇〇〇元

三三、〇〇〇元

二〇〇、〇〇〇元

釐金及雜稅

各省府の強迫借款は大體の合計、民國十三年は二八、三〇〇、〇〇〇元、同十四年は五四、三六〇、〇〇〇元、同十五年上半季は一〇四、〇〇〇、〇〇〇元である。強迫借款の手續は最近に於ける直款の事件に就いて説明する。財政廳長は二百八十萬元の借款を要求したるも、屢々協議した結果、其金額は二百萬元迄で應ずることとなり、其四分の三は銀行にて引受け、四分の一は各商店にて引受けることとなつたが、最後に商店側は只四十萬元を承認することになつた。而して月利は一分四厘であり、民國十七年度田賦の預徵を擔保と爲し、新附加鹽稅、蛋稅、獸皮稅及豚、羊、牛、馬、驢等の稅を又副擔保品に充當した。天津の各業行會の代表が締結した民國十七年一月一日の契約に據れば、四十萬元の借款の分擔は左の通りである。

錢 莊	十萬元	棉 布 店	四萬一千五百元
麵 粉 店	五萬元	鹽 商	四萬元
棉 糸 店	五萬元	洋 雜 貨 鋪	三萬元
家屋數公司	三萬元	紙 物 店	五千元
木 材 商	一萬元	金 物 店	五千元
實 木 屋	一萬元	革 商	四千元
鱗 寸 公 司	九千元	茶 生 蓋 商	三千五百元
海 產 物 商	五千元	商	二千元
雜 貨 鋪	五千元		

此種の強迫借款は殆んど隨時隨處に發見されて居る。而して直接には固より商民が禍に遭ふのであるが、間接には即ち農民の負擔である。(北京晨報民國十七年四月十四日、天津大公報同年四月五日參照)

第四節 補助貨幣

通用して居る補助貨は銀貨と銅貨との兩種に外ならぬ。民國十六年銀元一元は銀貨十二角乃至十三角、或は單に銅貨三百箇乃至四百箇と交換せられたが、兌換額は常に變更され、兌換價格が日に下落する時は、一般農民に對し、特に雇農に對しては莫大な影響があつた。彼等農民の收入と購買力とは兌換價格の支配を受けるものであつて、兌換價格の高低は又輔助貨の數量と質量とに直接關係があるのである。光緒十六年から同二十六年に至る間、廣東省の造幣廠が

鑄造した銀貨の價額は五二、三一〇、七六〇元であり、其中の十分の一は銀元であり、十分の九は一角と二角との補助小銀貨であつた。二角銀貨は一角銀貨に比較して品質が軽いから利益は更に多い。光緒末年一角銀貨は廣東、福建、浙江、江蘇、安徽、湖北等の諸省に盛に流通したが、其後二角銀貨の品質が愈悪く且つ軽くなつた爲め、民國十六年に至り、廣東市場に於いて受授を拒絶された新鑄の二角銀貨は三百萬元に上つた。四川の情態は尤も惡劣なものであつて、成都、瀘州、潼川、保寧、重慶、萬縣等に割據して居る軍閥は、皆此地方に於いて銀元を鑄潰して補助貨と爲し、一元を二倍に鑄造したから、百分の八十の巨利を取得した。

小銀貨の濫鑄は當然兌換に影響を及ぼした、即ち列舉すれば左の通りである。

北京に於ける毎元の小銀貨兌換價格の民國十年と同十一年との比較

民 國 十 一 年	四 月 平 均	五 月 平 均	六 月 平 均	十一 月 平 均
	二八〇	二八四	二七七	二五二

上海に於ける一角銀貨の銅貨兌換價格は又二角銀貨と差別され、民國十五年春は左の通りであつた。

銀元を銅貨に兌換すれば二百七十五箇

銀元を二角銀貨に兌換すれば六箇

二角銀貨を銅貨に兌換すれば四十五箇

二角銀貨六箇を銅貨に兌換すれば二百七十箇

此の如き有様であるから、收入を銀元で計算せぬ人は、必然損失せねばならぬ。即ち一元の收入に就いて銅貨五箇の減收となるから、此は恰も百分の二の變形的所得税を徵收されたものと同様である。

一錢銅貨は光緒三十年當時、八十箇乃至九十箇を以て銀貨一元と交換されたが、民國六年に至る間に一錢銅貨の市場流通高は一二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇箇に達した。民國元年から同八年に至る間は、外債と公債とが盛に募集された爲め、政府は比較的國庫に餘裕を生じ、暫時銅貨の鑄造を停止したが、民國八年以後内亂が勃發し、銅貨の濫鑄が遂に軍閥の收入を得る唯一の方法となつた。普通一錢銅貨の價値は兌換價値百分の五十八であり、二錢銅貨の價値は只百分の四十八であるから、一錢銅貨百箇で純益は少くとも銀一角餘となり、二錢銅貨百箇で少くとも二角六錢の利益となつた。民國十年當時陝西・四川の兩省には一錢銅貨があつたのみで無く、五十文、百文、二百文に相當する銅貨が同様市場に流通して居つたのである。

民國十年度各處銅元局每日の鑄造高

日本は銅元局に原料を多量に供給して居る。日本商人は銅の取引を行ふのみならず、且つ銅貨の取引をも行つて居る。即ち彼等は往々に私に一錢銅貨を輸出し、又二錢銅貨に鑄造して私に輸入するのである。故に支那の財寶が剝奪されて居ることは實に明白なことといふべきである。

一元銀貨の銅貨に兌換される換算率は、各處に依つて差別があるので無く、即ち毎年、毎月、毎日及毎日の午前と午後とでも又差別がある。

鉢の発換價格は一鉢鉢を以て單位です。

奉雲保
天南定

(保定は民國十年春巨額の銅貨が漢口、長沙から輸送されたから、兌換價格が非常に下落した。)

民國九年陝西、漢中に於ける銀一元の一錢銅貨兌換價格

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一七五	一八〇	一九〇	一九五	一九八	一九九						

民國十一年上海に於ける銀一元の一錢銅貨兌換價格

五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一七二	一七三	一七四	一七五	一七六	一七七	一七八	一七九

民國十一年十一月上海に於ける銀一元の一錢銅貨兌換價格

三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月
一七〇	一七一	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇
一七〇						
一七〇						
一七〇						

補助貨幣の濫鑄は兌換價格を自然に下落せしめ、兌換價格の下落は又物價を無形の内に昂騰せしめ、物價の騰貴は農民の負擔を自然に重からしむるものである。左の二表は銅錢の兌換價格と生活費との關係を證明するものである。

(甲) 天津(大公報逐日の報告に據る)

銀元の銅錢兌換價格	民國三月十七日	二十一日	二十二日	二十六日	四月二日	四日	二十一日	二十三日
黍一擔の價格	六元五角	三六六	三九二	三九四	三九六	三九八	三九六	四〇四
銀元の銅錢兌換價格	九三月十七日	二十四	二十六	三十日	三十一	四月一	三日	四日
小麥一擔の價格	三七七一 六元二角	三七五 六元四角	三七四六 六元六角	三七八五 六元七角三	三七九三 六元八角	三七八六 六元九角七	三七九〇 六元八角	三八一〇 六元三角
四等米一擔の價格	八元六角 六元四角	八元六角 六元四角	八元六角 六元四角	八元六角 六元四角	八元六角 六元四角	八元六角 六元四角	八元六角 六元四角	八元六角 六元四角

(乙) 漢口(漢口商報逐日の報告に據る)

銀元の銅錢兌換價格	民國三月十七日	二十一日	二十二日	二十六日	四月二日	四日	二十一日	二十三日
黍一擔の價格	六元五角	三六六	三九二	三九四	三九六	三九八	三九六	四〇四
銀元の銅錢兌換價格	九三月十七日	二十四	二十六	三十日	三十一	四月一	三日	四日
小麥一擔の價格	三七七一 六元二角	三七五 六元四角	三七四六 六元六角	三七八五 六元七角三	三七九三 六元八角	三七八六 六元九角七	三七九〇 六元八角	三八一〇 六元三角
四等米一擔の價格	八元六角 六元四角	八元六角 六元四角	八元六角 六元四角	八元六角 六元四角	八元六角 六元四角	八元六角 六元四角	八元六角 六元四角	八元六角 六元四角

民國十七年三月漢口から送附された二錢銅貨は甚だ多く且つ著しく劣等であつたから、一週間内に南昌の食糧品の平均價格は百分の三十方騰貴した。(漢口湖北民國日報三月十七日)、張

兆鉢と孔繁錦等は歷年甘肅に在つて徵稅に横暴を極め、沙質の銅錢を私鑄し、人民の脂血を吸食すること千餘萬を愈へた。(北京順天時報民國十七年八月十日)、斯くの如くにして補助貨の鑄造は滔々として絶へず、將來如何なる結果を來すや豫測し難い有様である。北平新晨報八月六日に記載されたる處に據れば、河南の金融新聞は「銅元局は舊の如く十文、二十文及五十文の銅錢を鑄造せる以外、復た百文の銅錢を鑄造し、市場に流通せしめたから、民衆は益々便宜を感じて居ると記載す」。

第五節 紙幣

元朝の百八年間、支那國內で發行した紙幣は毎年平均六千萬元であつたが、民國十年以後發行した紙幣額は、每年平均約其三倍になつて居る。假に此紙幣が皆信用を維持し得るものとすれば、紙幣の増加は即ち經濟の進歩を表示するに足るのである。但し近年發行の紙幣は如何、紙幣の其價値は下落して居るでは無いが。其實例を舉ぐれば左の通りである。

江西財政廳の省庫券八百萬元は、百分の十乃至二十の兌換價値の省銀行券と兌換せらる。

山東濟南二十三軒の錢舗の銅元票五十萬元は、民國十七年三月には已に兌換價値は紙面の百分の四十に下落した。

廣東中央銀行の紙幣二千萬元は、民國十七年一月の兌換價値は紙面の百分の三十に下落した。奉天東三省官銀行の紙幣約七億萬元は、民國十七年四月の兌換價値は紙面の百分の三乃至四に下落した。

吉林永衡銀號の大洋票は、其發行額は幾何であるか不明であるが、民國十七年八月の兌換價値は紙面の百分の六十乃至七十に下落した。

紙幣の兌換停止の例を示せば、左の通りである。

湖北官錢局發行の銅元票は、銀二百萬元に相當するが、民國十五年十月以後は兌換を停止した。

漢口の中、交及中央三銀行發行の紙幣は合計約八千五十萬元であるが、民國十六年十一月後は兌換を停止した。

漢口國民政府の金庫券は一千五百萬元であるが、民國十六年十一月以後は兌換を停止した。湖南財政廳は民國十五年省庫券百萬元を發行したが、早くも已に兌換を停止した。

陝西軍用票は百萬元であるが、民國十六年七月の兌換價値は只紙面の百分の七となり、今は已に兌換を停止した。

江西省銀行發行の紙幣と銅錢紙幣とは合計銀一千二百萬元あつたが、民國十六年に銀行が破

産した關係上、現在は兌換を停止して居る。

黑龍江廣信公司の江帖(手形)合計銀三百萬元は、昨年發行されたが、現在は兌換を停止して居る。

直隸財政廳の臨時省庫券二百萬元は、民國十七年五月發行され、省銀行の紙幣と同時に現金に兌換することを許されて居る。

直隸省銀行が民國十五年發行した紙幣一千六百萬元は、褚玉璞の命令にて兌換を停止した。

山東省銀行發行の紙幣二千三百萬元は、民國十七年三月已に下落して兌換價値は紙面の百分の二十五となり、同年五月には張宗昌の命令に依つて兌換を停止した。

山東省庫券五十萬元は、民國十七年春發行され、本年十月一日に現金に兌換することを許された。

山東の民國十年に發行した省庫券百四十六萬元は、早くも兌換を停止した。

外債は直接に農民の負擔を増加せしめないが、但し時に間接に幣制の紛亂を助長することがある。民國十年春陰曆關時、湖南省政府は不得已事情により、至急に借債して三百萬元に値する銅錢紙幣四百八十萬枚を發行せんぞ欲し、日本三井株式會社から百二十萬元を借款し、月利を一分五厘、手數料を二分と爲し、三萬噸の鉛鑛及百二十萬包(毎包は一擔より較や多い)の

白米の輸出證書を擔保品と爲した。但し三井の引渡し方法は甚だ妙を得たものであつて、日本から期を分つて銅塊を長沙の銅元局に輸送し、百二十萬元の銅錢を鑄造するを待ちて其輸送を止むこと、し、省政府が借款を償還するには、即ち漢口の大洋を以て計算することとした。民國十七年二月末廣東省政府は英國匯豐銀行から五百萬元を借款したが、年利は八分となし、廣州海關の二分五厘附加税を擔保とした。聞くに此金額の一部分は即ち廣州銅元局を恢復する費用の豫備であると云ふが、將來補助貨の鑄造は幾何に上るか豫測し難い。

各省無數の地方には各々各種の紙幣があり、其發生、名稱及兌換價值は又各異つて居る。譬へば山東濟寧地方の如きは、民國十七年春には市場に殆んど銅錢を見ず、只紙幣のみ流通し、其紙幣は縣知事公署から發行されたものや、縣商會から發行されたものであつて、此等の紙幣は皆容易に現金に兌換することが出來ぬものである。但し納稅は現金を以て納めねばならず、少くも銅錢を以て納むること、なつて居るから、農民の負擔は更に堪へ難いものとなつて居る。山東、廣東の田賦の如きは、只金額の二三割を紙幣で納入することが許されて居るのであるから、田賦は無形の中に高くなつて居るのである。

支那に在つて紙幣下落の事情は、眞に普遍的で常に見る處である。民國九年直皖戰爭の時、即ち中、交兩銀行發行の紙幣は紙面の百分の五十七に下落し、民國十二年九月北京の銅錢紙幣

の下落は、五百文に對して百分の四十二の下落に當り、四百文に對して百分の三十の下落に當り、二百文に對して百分の二十の下落に當り、百文に對して百分の十の下落に當り、同時に食糧品の價格は百分の三十以上昂騰した。奉天紙幣の下落は近年生活費に影響することが更に險惡であつて、民國十六年二月から同十七年二月に至る間、奉天の食糧品の小賣値は平均百分の五六六方昂騰し、同時に工賃は平均百分の二三九方高くなつた。之れを換言すれば、一年内に物價は五倍以上に昂騰し、工賃は三倍近く高くなつたのであるが、此れは即ち紙幣の下落が著しい爲めである。況んや東三省の官銀行は一方に奉天紙幣を以て食糧と大豆とを買收し、省政府は一方又大洋を以て賦稅を計算するのであるから、農民は何重にも紙幣の禍を受けて居るのである。北京銀行月刊八卷二期に記載されて居る處に據れば、日本紙幣百圓に對する奉天紙幣の換算額は左の通りである。

年 額	次					
	民國九年	民國十一年	民國十三年	民國十四年	民國十五年	民國十六年
一年内平均數	一〇七五	一三五〇	一五三五	一八五〇	二〇	二七四
一年内最高と最低との差	一九	三六	八三	二〇	二九二	八七四

民國十七年四月日本金百圓は奉天紙幣二千九百三十元に兌換された。數省の財政は完全に循

環的價格の下落に依つて支配されて居るものといふことが出来る、即ち一時は銅錢が下落し、一時は又紙幣が下落するといふ有様である。民國十六年一月から同十七年五月に至る間、江西、河南は先後して現金に兌換することを停止すると宣告したが、之れは現金が缺乏した關係である。然るに其後又もや紙幣を發行した。(上海總商會商業月報八卷二期、北京晨報民國十七年四月四日)、此種の循環的現象は、特別に質屋業に影響を及すものであつて、即ち質屋業は自然農民と直接に關係があるからである。民國九年湖南南部の現金に兌換し得ざる紙幣は百六十二萬八千三百六十餘元に上り、衡郴地方一帶の質屋で營業を停止したものは無數に上つた。民國十六年濟南の各質屋は、紙幣關係に依つて大多數は閉店し、日本商人は遂に機に乗じて利益を收めた。日本人の設けた質屋は、質の受入は現金を以て行ひ、紙幣は用ひず、月利は一割とし、其期限は二箇月を限りとして居る。本地の質商は日本人の利益の多いことを羨慕し、協議して重ねて質屋を開き、將に月利を一分五厘から三分に改め、期限を一年から十八箇月に變更した。故に農民としては利息が高まり、期限が短縮されたから、一層苦痛を増大したものといふべきである。

第六節 田 賦

各地方によつて各々名稱を異にし、各々種類を異にして居り、正式の賦稅も

亦支那財政の混雜して居る一個の象徴であつて、田賦の徵收の如きも重複して居る。最近は地丁(地租と人頭稅)、漕糧(各省から政府に納入する米、豆)及各種の附加稅を合計計算し、一度に徵收して居る。英國人 Jamieon and Morse の報告に據り、獨逸人范格奴は曾て計算したが、百九十年間(康熙五十二年より光緒二十九年に至る)に漕糧の稅率は百分の一一〇增加し、附加稅の稅率は百分の一・二八增加した。(W. Wagner, Die Chinesische Landwirtschaft, Berlin, 1916, S. 139)、民國元年から同十七年に至る間、田賦正稅の稅率は百分の三九・三增加した。

田賦正稅の公開稅率(丁、漕、附稅は共に含まず)

省	縣	民國元年稅率 每畝平均洋	民國十七年 稅率增加の百 分數	摘要	
				要	摘
直	隸	昌黎	0.01%		
山	東	萊州	0.02%		
江	蘇	江寧	0.1%		
浙	江	嘉善	0.15%		
				天津大公報民國十七年四月四日 北京銀行月刊一卷四期	天津大公報民國十七年四月四日 北京銀行月刊一卷四期
				北京經濟半月刊二卷二期 杭州民國日報民國十七年三月八日	北京經濟半月刊二卷二期 杭州民國日報民國十七年三月八日

每畝の田賦の總計は左記三表を例とすべし。

(甲) 浙江嘉善(杭州民國日報民國十七年三月十日、上海民國日報民國十七年四月二日、申報
民國十七年四月十四日)

民國十七年分每畝の田賦

1. 正 稅	○・一九七〇一七〇〇元	6. 軍事特捐	○・一四八〇一五〇〇元
2. 潛 折	○・一七三九〇〇〇元	7. 省路附稅	○・〇五七〇九二七〇元
3. 省附稅	○・〇七四四〇四五〇元	8. 教育附稅	○・〇五七〇九二七〇元
4. 縣附稅	○・一三八四〇四七三元	合計每畝	一・一八三一五一五六元(一元三角五分)
5. 徵收費	○・〇三七三一四九三元		

(乙) 江蘇江寧(經濟半月刊二卷二期、Chinese Economic Bulletin, Peking, Vol. 12, No. 1.)

民國十七年分每畝の田賦

1. 正 稅	○・一〇五〇〇元	6. 軍事特捐	○・〇三五　〇元
2. 潛 折	○・五〇〇〇〇元	7. 農民銀行基金	○・一〇〇〇〇元
3. 省附稅	○・一六五〇〇元	8. 縣路附稅	年八月三日議決 ○・〇五〇〇〇元
4. 縣附稅	○・一四三〇〇元	合計每畝	一・三六六一元(一元三角五分)
5. 徵收費	○・〇六八一元		

(丙) 山東萊陽(城東五十支里の水溝頭地方の李福謙報告、李年四十一、田六畝あり)

民國十六年毎田賦銀一兩徵收

1. 正 稅	一・八〇〇元	3. 省教育附捐	〇・〇五〇元
2. 省縣附稅	〇・四〇〇元	4. 河工附捐	〇・一一〇元

5. 河工特捐	〇・六六〇元	10. 警備捐	〇・三三〇元
6. 軍事附捐	一・〇〇〇元	11. 清鄉費	〇・〇五〇元
7. 自動車路附捐	〇・五五〇元	12. 地方公款	〇・一五〇元
8. 縣教育附捐	〇・〇九九元	13. 徵收費	〇・〇六〇元
9. 賑濟特捐	一・〇〇〇元	合計每兩	七・三六九元(七元四角五分)

農民の田賦納入は、田畝の等級或は地價の高低を問はず、每畝の田賦は約銀五分に合す。

民國十六年度田賦納入四回

時 期	每兩の徵銀	每畝の徵銀
二 月	七元四角	三角七分
五 月	八元六角	四角三分
九 月	十 元	五 角
十二月	十一元	六 角
合計 每畝		一元九角(印花稅を含まず)

范格奴は民國十四年山東各處の田賦を計算し、每畝は平均七錢一分四釐二毛、銀一元七分となつた。范氏は此數を根據とし、遂に「支那農民が納むる所は一八六六年獨逸農民が納めた所に比して十五倍多い」と謂ふた。(Wagner, S. 643.) 米國は一九二一年から一九二二年に至る一年間の每エーカーの田賦は米金七角九分 (U.S. Department of Agriculture, Year Book, 1922, pp. 1002.) にして、合計は即ち每畝銀二角四分であるから、山東の每畝一元七分を比較すれば、

實に四倍餘に當つて居り、又每畝一元七分の田賦は印度の一九一九年より一九二四年に至る田賦に比較して十四倍に當つて居る。(K. T. Shah and K. J. Khambata, *Wealth and Taxable Capacity of India*, London, 1924, pp. 291.)^o 況々且つ支那の徵稅官吏は徵稅に因る一定の俸給無く、比律賓北部の半開化の民族も一様に、徵稅者は任意に鄉民から徵收し、彼等自身の私囊を充實して居る。(Les Caids, Tunisia, A. Girault, *Principes de Colonisation*, Paris, 1921, p. 444.)^o 故に毎畝に對する田賦が一元七分、或は一元三角、或は一元三角七分、或は一元九角といふも、皆公開した役所の規定金額では無く、時に農民が實際に納付する金額は此數の三倍以上のことがある。

光緒十四年廣東、江西の田賦は每畝銀一角五分であり、湖北は二角一角、山西は一角八分、奉天は只五分である。(Journal of China Branch of Royal Asiatic Society, Vol. 23, pp. 75.)^o 光緒二十八年河南の田賦は每畝二角三分であつた。全國で最も優良な稻田は每畝の賦稅が約四角であつた。(British Diplomatic and Consular Reports, Miscellaneous Series, No. 641. 1905, p. 4.)^o 現在四川は每畝約一元五角六分、山西、河南は每畝約三元、奉天は每畝奉天紙幣を以てせず、現銀にて約三元七角である。(奉天東三省民報民國十七年三月二十九日、北京晨報民國十七年三月十九日及四月二十五日、(Chinese Economic Journal, Peking, Vol. 2, No. 1.)^o 此の如くであるから、四十年間に田賦は約十倍餘の増加を示したものであつて、奉天は更に甚しく七十四倍の増加である。

假に農民の收入を豊富ならしむれば、若し多額の租稅を納めるとも、容易に貧窮は來さぬであらう。然し如何せん支那では每畝の田賦が少くとも每畝の總收入の百分の五十を占めて居る。百年程以前印度の田賦は總收入の百分の四十乃至五十を占めて居つたが、(Baden-Powell, Land-systems of British India, Vol. 3, pp. 33.)^o 現在印度の賦稅は僅に農產收入の百分の二乃至八である。(Royal Commission on Agriculture in India, 1926, Vol. 7, Question 35590)^o 故に支那の田賦は印度の夫に比較して如何に重稅であるかといふことが解る。

民國十五年廣西農民が納めた田賦は、耕作費用全額の百分の三十五乃至四十を占めたに過ぎぬから、(O. Tapxanof, Kanton, No. 10, 1927.)^o 廣西に於ける近年の賦稅は比較的輕い地方であるといふのが出來る。他省は即ち大に異り、内戰區域内では往々にして畝數に依つて加徵し、江蘇奉賢の如きは公安隊を設置し、畝數に隨つて稅を取立て、各鄉地保を限り二十日以内に徵收した。(上海民國日報民國十七年五月二十九日)、民國十六年末直隸南部各縣の田賦は、每畝に就き多きものは二十六元の徵收を見た。

前清の舊例に據れば、田賦の徵收は大體二期に分たれて居る。廣東では七月から八月迄で及

十二月から一月迄であり、陝西、四川では二月から七月迄及八月から十二月迄であり、雲南、貴州では九月から十二月迄及一月から三月迄であり、其餘の各省では二月から五月迄及八月から十一月迄である。期限を過ぎても納付せざれば、即ち罰金を課することになつて居る。江蘇の上下忙では各初限兩月及續限兩月があり、初限を過ぎれば、即ち正附稅總額の二十分の一を罰金として課し、續限を過ぎれば、十分の一を罰金として課した。浙江の田賦の罰金は稍や異つて居る、即ち上忙は徵收期限を過ぎること三月に及べば、正稅額の二十分の一を罰金とし、四月を過ぎれば、正稅額の十分の一を罰金として課した。下忙は徵收期限を過ぎること二月に及べる罰金率及四月を過ぎたる罰金率が上忙の其れと同じである。故に浙江の田賦の罰金は、江蘇の夫に比して甚だ軽い。

田賦が期日を過ぎれば、固より罰金があるが、田賦の預徵は却つて制限が無い。直隸財政廳は民國十七年四月三日布告を發して曰く、「將士は敵前に勇を奮ふも、軍隊が直接地方から徵收することは許されぬから、軍費、糧食は十分に準備せねばならぬ。故に今回本廳は督辦、省長の命を奉じ、民國十八年度上忙の地租を預め徵收し、並に軍事善後特捐を一回請取るのである。……皆の者は此種の稅金は本來人民の納むべき國稅であり、又此種の特捐も人民が應すべき義務があるので此ことを理解すべきである。今徵收することは、即ち急場を救ふが爲めである。

若し果して皆の者が少しでも納稅を遲緩し、或は納稅額を減少せしむがごときことがあれば、即ち軍事は延引して誤を來すであらう。……之を總括するに、人民は原來國家と一體であり、政府の事は本來又人民の事であるから、政府に誤を遺すことは即ち人民自身に誤を遺すことである。帳簿上に缺損があれば、終りには償還せねばならん。不幸な時には少しも出來無いのみで無く、反つて倍の支出があるのである。」と、田賦を預徵する話は、何と美滿な理論では無いか。

民國九年以後の田賦預徵の例を擧ぐ。

地 方	名 徵	收 時	期	田 賦	年 分	預 徵 年 數
廣福	直河	廣山	陝山	山西	河東	東建
東海	汀漳	南嘉	德渭	南州	南應	建隸
豐州	宮南	南民	民國	東南	民國	民國
民國	國國	國國	國國	國國	國國	國國
十四年	十五年	十六年	十七年	八年	九年	九年
秋年	秋年	春秋	春秋	春秋	春秋	春秋
民國	國國	國國	國國	國國	國國	國國
十九年	二十年	二十一年	二十二年	二十三年	二十四年	二十四年
年年	年年	年年	年年	年年	年年	年年

一一一二三三三四五五五五五

湖	福	南	建	郴	縣	民	國	十	三	年	春	民	國	十	九	年
四	川	川	興	化		民	國	十	五	年	秋	民	國	二	十	二
四	川	郭	縣			民	國	十	六	年	秋	民	國	二	十	八
民	梓	桐				民	國	十	五	年	春	民	國	四	十	六
國						國	國	四	十	六	年			三	十一	七
																六

假に田賦の預徵をして農民自身の上に用ふるものとすれば、直接或は間接に彼等に利益であり、結局彼等に返るのである。然し如何せん近年一切の預徵税金は皆軍費に充當され、而かも國內戰の軍費に消費されたのである。天津大公報民國十七年一月四日には、直隸安新縣に於ける堤稅の濫徵は、即ち農民の納稅を愈重くし、負擔を愈増すものであると記載して居るが、一個の好例である。

安新は春夏の候に至れば常に河水汎濫の災害があり、毎年堤防を修築して居つたが、數年以前に縣署では方法を規定し、凡そ河に臨む農家は、田一畝を有するものは堤一尺二寸を修築し、十畝を有するものは一丈二尺を修築し、餘は此例に依ることとし、各農家は此原則に従つて適當に割當てられたのである。然るに今や死亡或は逃走した農家が日に増加した爲め、堤の修築は問題となつたから、縣署は凡そ死亡或は逃走した農家が修築すべき堤は皆官廳の修築する區域としたが、所謂官廳の修築する區域とは其名義のみに過ぎず、實際上は即ち堤に沿ふ農家が其費用を負擔したのである。二三年以來死亡或は逃走した農家が増加するのみで、減することは更に無く、從つて農家の負擔は著しく増大し、且つ弊害が百出しだ。例へば某甲が堤の修築費を官廳に納めた後、死亡或は逃走した場合の如き、官廳では某甲の死亡或は逃走後、新たに負擔額を他の農家に割當て徵收したから、堤に沿ふ各農家は法外の負擔に苦しむのである。

第七節 契稅(不動產登記稅)

田地の賣買は、定期に購ふ活契であるか或は永遠に賣らぬ死契であるとに論無く、皆契稅を納めねばならぬ。但し行政が腐敗して居るから、納稅を逃れるものが多く、私囊を肥すものも亦多く、稅收の金額は土地權轉移の實情を代表することは出來ぬ。收入の最も多い年度(民國三年)は三千萬元以上あつた。直隸、貴州等の省政府は近來幾多の方法即ち割引、罰金等を案出し人民の契稅納入を鼓舞獎勵した。契稅の稅率は契約書面の地價の百分數に依つて計算して居る。

契稅稅率の百分數

稅率分布の年度	死契	活契
宣統元年	九	六
民國元年	四	二
民國四年	二	一
民國六年	六	三

民國十七年各省の契稅の稅率は、即ち民國六年の前例に照して徵收した。但し以前の契約紙は一枚の賣價が五角であつたが、現金は即ち少くも其倍額を徵收して居る。福建では一枚一元六角であり、江西では一枚五元である。

第八節 阿片田稅

米國人麥絡來は曰く、「阿片田稅の徵收は、已に阿片を耕種した田畝を根據としたものでは無く、即ち阿片を耕種するものと認めた田畝を根據としたものであつて、其稅率は非常に高いから、農民は阿片を耕種する以外には、別に生計を謀る方法が無いのである。」(W. H. Mallory, China: Land of Famine, N. Y., 1926, pp. 80)、此稅は遍く江西、貴州、湖北、安徽等の諸省に行はれ、奉天、直隸、山東、福建、四川等數省では、稅率の増加が尤も速であつた。奉天籌濟局の正式の報告に據れば、民國十七年に於ける該省の阿片耕種田は二十五萬畝に及び、全省の阿片田は已に二百萬畝に達して居る。(奉天東三省民報民國十七年四月二十六日、天津大公報民國十七年五月九日)、四川西南部の阿片の小賣價格が八年以内(民國五年より同十三年に至る)に十分の一に下落した點から見ても、阿片の產出が著しく増加したことが知れる。

民國十七年度一畝の阿片田稅

直 屬 河 南 長 葛	直 屬 天 全 長 葛	直 屬 河 間	唐 滄 縣	行 間	三元	一回に納入
					六元	二回に納入
					八元	三回に納入

五元(現銀)

八元

三回に納入(河南は本年七月以後禁種)

第九節 鹽 稅

食鹽の稅率は非常に複雜を極め、即ち十省に就いて論するも、名稱と稅率とは已に二百九十九種の多きに分れて居る。(上海銀行週報民國十七年四月二十四日十二卷十五期)、附稅の繁多なことは尙其れ以上であつて、民國二年以後は幾んど附稅の無い處は無い。民國十三年四川には二十餘種の專局が設けられ、食鹽の附稅を徵收して居り、即ち地方の團防及學校も亦局を設けて附稅を徵收して居る。

毎百斤の鹽稅は元を以て單位とす。

省 名	宣 統 二 年 稅 額	民 國 十 七 年 稅 額			總 計
		正 稅	附 稅	稅	
福 建	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	三・五〇
廣 東	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	三・五〇
江 西	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	三・五〇
浙 江	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	三・五〇
安 徽	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	三・五〇
湖 北	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	三・五〇
湖 南	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	三・五〇
川 西	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	三・五〇
川 南	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	三・五〇
貴 州	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	三・五〇
雲 南	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	三・五〇
甘 肅	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	三・五〇
寧 夏	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	三・五〇
青 海	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	三・五〇
甘 肅	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	三・五〇
寧 夏	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	三・五〇
青 海	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	三・五〇
新 疆	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	三・五〇
蒙古	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	三・五〇
西藏	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	三・五〇

	江蘇	江南	天隸	奉直	平均
一七	一・七	一・五	一・五	一・六	一・六
二五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五
四八	四・八	四・五	四・五	四・五	四・五
五〇	五・〇	四・七	四・七	四・七	四・七
七六	七・六	七・五	七・五	七・五	七・五
八六	八・六	八・五	八・五	八・五	八・五
九三	九・三	九・二	九・二	九・二	九・二
一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一

張謇は民國二年の支那鹽稅を每百斤平均二元七角と計算したが、此通りであれば、即ち現在の附稅は已に十五年前の總稅に比較して百分の七七多いのである。故に現在の總稅は殆んど十五年前に三倍し、十八年前に七倍して居る。

鹽稅は市價の少くとも約百分の七十を占めて居る。即ち左の通りである。

安徽	民國十六年	鉅賣價格每斤銀十二元五角	納稅銀八元六角八分
北京	民國十七年	小賣價格每斤銀七分二釐	納稅銀五分(出產稅を含ます)

製鹽費は、每百斤に就き廣東では三角六分であり、江蘇、安徽では四角であり、福建では六角五分である。(經濟半月刊民國十七年四月一日二卷七期)、賣價は製造費に比較して少くとも三十倍高くなればならぬ。毎年毎人の消費する食鹽が平均十八斤乃至二十一斤とすれば、即ち支那人は毎年平均一元五角内外の鹽稅を納めて居る次第である。

第十節 石油稅

民國十七年春の農產品稅の例を擧ぐ。

農產品名目	對する百分數	徵稅處
河南の湖澤產魚 (鮮鹽を問はず)	五	江蘇、浙江
各種土產	一五	江蘇、浙江
各種土產	一五・五	江西
棉	一七	江蘇、浙江
鮮	二三	江蘇(武進)
刻煙草及土酒	六八	

綏遠では運搬用であり、或は耕作用であるに拘はらず、馬は每頭稅四角四分を徵收され、一頭を加へる毎に一角一分を納稅せねばならぬ。浙江では耕作用の黃牛一頭に就き稅二角を徵收し、

小なるものは半減す。水牛は毎頭三角を徵收し、小なるものは亦半減す。此の如くであるから、農產品のみが種々の税金を徵收されるのみで無く、即ち最も重要な耕作用の農具も亦徵稅を免る、ことが出來ぬのである。

第十一節 通 過 稅

釐金制の腐敗して居ることは、殆んど盡くの人が知つて居る處である。湖北財政廳長の報告に據れば、該省の徵收釐捐は、民國十七年一月政府に報告された金額は、僅に平時の徵收額の百分の二十三に過ぎなかつたといふことであるから、(漢口商報民國十七年三月二十六日)、役人の收賄する弊害が非常に露骨であることが知れる。從來從價百分の三乃至二十五であつた税率は、今や附稅の增加に従つて更に高くなつた。即ち棉絲、罐詰及食品等の徵稅は殆んど從價の百分の三十になつた。(上海總商會から南京工商部に送附した公用手紙民國十七年四月二十四日)

釐捐稅率の例を舉ぐれば、左の通りである。

產品名	價の百分數	徵收時期	通過距離
米	三・〇	民國十六年	自安徽至上海(上海銀行週報十二卷一期)
茶	一五・五	民國七年	自江西至漢口(S. Wright, Kiangsi native trade and its taxation, Shanghai, 1920, pp. 19f.)

生絲	一八・〇	民國七年	自杭州至北京(C. S. See, Foreign trade of China, N. Y., 1919, pp. 356.)
木材	二〇・〇	民國七年	自奉天至北京(同上)
木材	一七・五	民國七年	自貴州至漢口(同上)
木材	四〇・〇	民國十六年	自吉林至長春(北京交通部整理路政局長會議民國十六年七月二十五日議事錄)
木材	二〇・五	民國十七年	自北京城外三十支里至北京城中(北京晨報四月二十六日)
豬肉	三七・〇	民國十七年	自綏遠至北京(同上)
羊毛	四〇・〇	民國十六年	自包頭至大同(天津洋商行華經理聯合會、上海全國商會)

鐵道は國有に屬して居るが、運貨以外に別に通過稅として從價百分の二・五乃至三を徵收して居る。民國十六年末は百分の十一乃至六十四の車輛が完全に徵發されて軍用に使用され、百分の十乃至十八の車輛は已に破壊して使用に堪へ難くなつたに拘はらず、鐵道の徵收した通過稅は反つて以前より増加した。稅率の増加は、一は各軍事當局が臨時軍費を準備する爲に各種の徵稅機關を増設したによる。京綏鐵道全線の徵稅機關は八十二種の多數に上つて居るが、一に鐵道從業員が貨車覆を私に賣却した事が軍人に發見され、軍人が私事を防止するといふ口實を以て、公司を設立して護運費を收取したに依る。膠濟鐵道の稅率は十倍に増加し、京綏鐵道の附捐稅率は殆んど同鐵道全線の運貨の百分の七六・六に等しく、京門支線の正附捐稅率は共に運貨の百分の四百八十に等しい。(北京交通部整理路政局長會議民國十六年七月二十五日議事

錄)、民國十七年二月十五日新に公布した京漢鐵道の稅率は、亦未だ低下せず、即ち河南境内に在つては、鐵道通過稅は食鹽及刻煙草等の如きは運貨の百分の百五十を占め、糧食大豆等の如きは百分の七十を占めて居る。(上海申報民國十七年二月二十日)、北方は河道が甚だ少い關係上、農民は貨物の運輸に當り、從前は専ら鐵道に依つたが、最近は捐稅が甚だ多くなり、其苦痛に堪へず、多くは大八車及驛馬に依ることとなつたから、農產物を賣捌くに當り、時間の損失及費用の増加は想像外である。

南方は河が多いから、船稅を免れない、即ち江蘇、浙江、江西等の諸省は皆船稅を徵收して居る。江西省の船稅は六等級に分れ、即ち每船は五角から十二元迄で徵收され、此外尚徵收費を徵收されて居る。民國十七年春四川と湖北との境に於いて、二十四艘の支那商船は登録費を毎船二千元徵收され、然かも別に積載量稅として每艘百元から三百元を徵收された。

北京の英國商會は民國十六年七月二十三日北京交通部の劉司長に送りし信書中、該會が同年二月間に得たる報告に依り、駱駝毛、羊毛の包頭から天津に至る運貨釐捐表を左の如く作成して居る。

通過稅の種類	駱駝毛	羊毛
塞北鈔關	每擔九角	每擔六角
包頭貨捐局	每擔九角	每擔五角

西口貨捐局	每擔九角	每擔五角
釐金局	每擔一角一分	每擔九分
統捐局	每擔四角八分	每擔二角四分
豐鎌鈔關	每擔一元五角	
鐵道貨車運貨	每擔二元二角	
車輛加捐	每擔三角八分	每擔二元二角
保險費	每擔二元	每擔二元
普通運貨	每擔五元	每擔五元
總計	每擔十四元三角七分	每擔十一元五角一分

(註) 天津常關の徵稅は尙此内に含まれぬ。

包頭から天津に至る通過稅の負擔は此の如く雜多であるが、天津から紐育に至る運貨は每擔一元五角に過ぎぬのである。

天津輸出の駱駝毛、羊毛の數量は年々減少するから、農民の收入に對する影響は甚大である。天津の駱駝毛及羊毛の輸出數量表は、左の通りである。(單位擔)

種類別	民國十三年	民國十四年	民國十五年
綿	四〇七四七	三八三九九	一六二七一
駱駝	三八三九九	三八三九九	一六二七一
山羊	二四〇三	二〇三二	一七一五〇
毛	一七一五〇	一七一五〇	一七一五〇

第十三節 営業税

各種の永久的勘定書に要する印花稅(印紙稅)は、一書に就き増加して一角となり、民國十六年一度の税率に比較して五倍である。奉天では質札に對しても印花稅を課し、奉天紙幣銀二十元に就き稅金銀一分を課して居る。民國十六年秋北京では廣告稅を實行し、凡そ胡同口の廣告びらに對し、小なるものは毎季稅四角八分を徵收し、大なるものは次第に稅を増した。北京の店舗は、資本金が百元以下のものは毎季營業稅四角乃至一元を納め、大酒店は自然に更に多額に納稅した。普通の舗捐は、直隸、山東に於いては資本の百分の一・五乃至二・五であつて、一年に二回に分つて納めた。奉天に於いては資本の千分の六であるが、但し毎月一回納入することになつて居る。當舗(質屋)は毎年營業稅を納入するものである。浙江に在つては七十五元を納め、直隸に在つては二百五十元を納め、山東に在つては六百元を納めて居る。浙江の茶館は毎月營業稅一元乃至十五元を納めて居る。(杭州民國日報民國十七年四月四日)、武昌の食料品市場中の各野菜賣の露店は、毎月稅金四角乃至一元を納めねばならぬ。(湖北民國日報民國十七年四月八日)。

民國十七年の屠殺稅

獸類	每頭の稅額	徵收地
牛	一元	江西(銀行週報十二卷十一期)
羊	六角	福建(經濟半月刊二卷七期)
豚	五角八分	江蘇(上海民國日報民國十七年三月十四日)

奉天には豚肉公賣局が設けられ、分局が又全省に分設され、張作霖の内弟が公賣事務を監督して居る。凡そ肉舗は鑑札を受けねばならず、此を受け取る爲めに鑑札費を納むるのである。廣東では肥料を公賣し、每擔二元の稅を課して居る。廈門では肥料稅を課し、一擔に對して一元餘を徵收して居る。江、浙二省では民國十七年三月から錫箔稅の徵收を實行したが、其稅率は從價百分の一・二・五である。然るに此稅を實際に施行する間近に至り、錫箔の價格は百分の十乃至二十方昂騰した。(申報民國十七年二月二十六日)、農民の錫箔を焼く習慣は甚だ深い關係上、錫箔の價格が昂騰したことは、即ち農民の負擔が増加したことである。

第十四節 強請と強制労働

張宗昌は山東に在る時、軍隊で用ふる靴下は皆各縣に按分して負擔せしめ、期を分つて納めしめたが、毫も價格を支拂つたことが無い。張作霖の軍隊中には、多量の乾草、糞、驢車、木材、軍用電柱等を強請した。民國十六年から同十七年に至る半年以内に於いて、東三省では毎

月二百萬元に相當する軍糧を供給し、民國十七年四月から七月に至る間、江西では軍米を毎月四萬擔供給し、安徽は三萬擔を供給した。蘇州は驢馬の稀少な地方であるに拘はらず、驢馬を計五百頭供給した。(上海民國日報民國十七年四月十三日記載縣長電報)。

衙署及各種公立機關、學校、路局等は、常に俸給の支給を受けざることが數箇月に亘り、爲めに購買力が低下し、農產市場も必然減色を呈して居る。北京に於ける警官の俸給は不充分では無いが、而かも二十箇月を過ぐるも支給されず、軍隊も亦半年に亘つて支給されぬことが屢々ある。俸給を支給せざることは、即ち軍人に紀律を守らしむることが出來ぬこと、なり、到る處で強請する一大原因となつて居る。

一人の米國人は密勒氏評論(China Weekly Review, Shanghai, March 3, 1928.)に寄稿して曰く、「諸君等が若し北京城門口に止つて居れば、常に駐防軍人が農民から捐を取り税を徴收する外、尙隨意に果物、蔬菜或は肉類を取り上げ、然る後農民が挑つて城内に入ることを許可して居るのを見るであらう。其結果として魚肉、蔬菜類を賣買する市場は淋れ、羊肉の如き四箇月内に其價格は倍加し、以前一般苦力は十二枚乃至十五枚の銅錢を投すれば、即ち小露店で一食を飽食することが出來たが、現在は三十枚或は四十枚の銅錢を費さねば飽食することが出來ぬのである。」と。

強迫して入營せしむることは、年一年と多くなり、民國十六年末山東では災害の爲め荒敗されたに拘らず、各縣長は二十日以内に軍人を徵募すること、なり、田賦百兩に對して兵一名宛募集した。曹州方面では民國十七年春又強迫的に募兵を行つたが、耕地六百畝に對して兵一名宛募集した。募兵に應ずることを欲せぬものは、必ず銀四十元乃至七十元を支出して他人に代役を請ふた。(北京晨報民國十七年三月二十八日及同年四月九日)

國內戰爭の時、北方の戰爭區域内では、驢馬が多數軍隊用に徵發された爲め、農村の損失是非常なものとなり、驢を失ひ馬を失ふたことに依つて業を失つた者が到る處に生じた。南方は驢馬が非常に少いから、行軍には人夫を徵發せねばならぬ。南方に於ける軍隊は作戦の時、常に一兵に對して運輸、建築、料理、洗濯等のことを擔任する人夫二人を要するのである。故に五萬人の兵士が敵前に行進するには、必ず十萬人の人夫を徵發して軍務を調理せしめねばならぬ。而し此等の役夫には、例に依つて賃銀は支給せぬのである。此の如く勞力は空しく費されるのであるから、耕作は又自然之れが爲め放棄され、農民の資本は愈々少くなる關係上、實業を振興して生産を増加するが如きことは、到底講究さるべくも無いでは無いか。

(東方雑誌 民國十七年十月十日翰笙)

支那農民の經濟狀態

(終)

終